



Be a Great Small.
中小機構

令和3年8月2日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 事業継続力強化計画 策定の手引き

目次

0. 手引きの構成

1. 申請書様式

2. 制度の概要

- (1) 事業継続力強化計画認定制度について
- (2) 制度活用の流れ
 - ・計画認定を受けられる対象企業
 - ・準備から認定まで

3. 計画策定の手順

- (1) 計画策定の手順
- (2) 単独型申請書様式の記載方法・ポイント

4. ご利用可能な支援措置

- (1) 金融支援
- (2) 税制措置

5. よくあるご質問

6. ホームページ・問い合わせ先・更新履歴

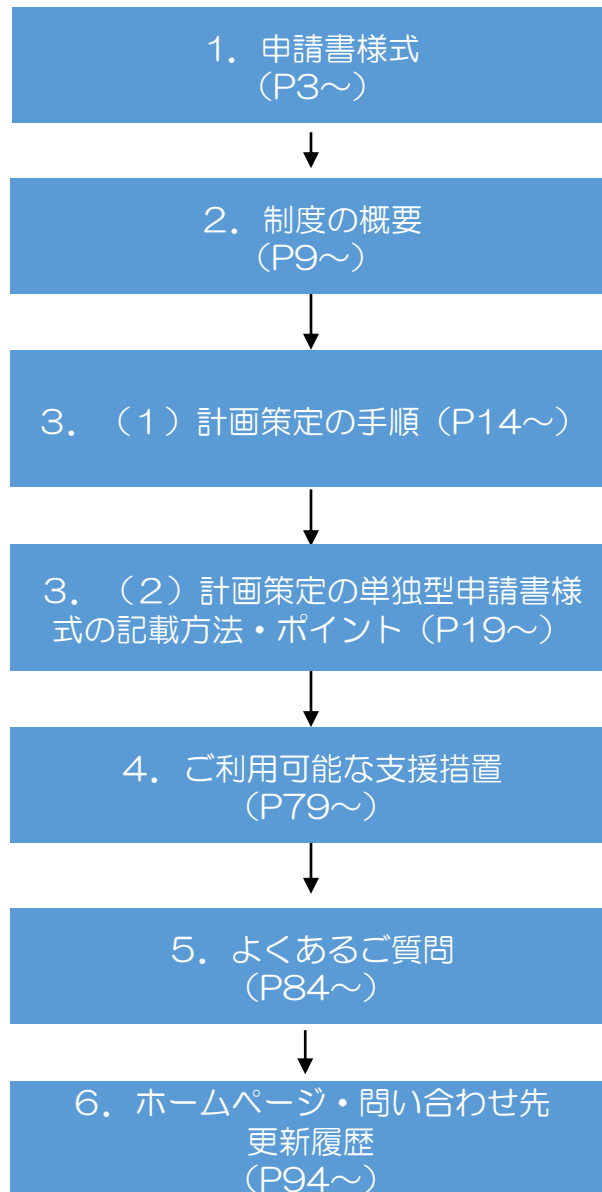
0. 手引きの構成

0. 手引きの構成

「事業継続力強化計画」は、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するものです。本計画を作成、申請し、経済産業大臣より認定された事業者は、当該計画実施に資する助成制度（税制や金融の支援等）を受けることができます。

「事業継続力強化計画」の申請は、単独の企業で作成・申請する「事業継続力強化計画」と、複数の企業が連携して計画・申請する「連携事業継続力強化計画」があります。

本手引きでは制度概要に加え、単独型の「事業継続力強化計画」に関する事項について解説します。



0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

1. 申請書様式

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

事業継続力強化計画認定申請書様式は以下のURLからダウンロードすることが出来ます。<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>
事業継続力強化計画の申請様式等の欄から、「事業継続力強化計画申請書様式【記入用】」をダウンロードいただき、本手引きの「3 計画策定の手順」(P14~)を参考に、必要事項を記入してください。



様式第28

事業継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の役職及び氏名

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

0 手続きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

(別紙)

事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____

資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____

業種 _____

法人番号 _____ 設立年月日 _____

記載方法参照
P21～

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	_____ _____ _____
事業継続力強化に取り組む 目的	_____ _____ _____
事業活動に影響を与える 自然災害等の想定	_____ _____ _____
自然災害等の発生が 事業活動に与える影響	(人員に関する影響) (建物・設備に関する影響) (資金繰りに関する影響) (情報に関する影響) (その他の影響)

記載方法参照
P24

記載方法参照
P25

記載方法参照
P26～

記載方法参照
P29～

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保		
			記載方法参照 P38～
2	非常時の緊急時体制の構築		記載方法参照 P42～
3	被害状況の把握 被害情報の共有		記載方法参照 P45～
4	その他の取組		

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備		記載方法参照 P48～
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入		記載方法参照 P49～
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保		記載方法参照 P56～
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護		記載方法参照 P60～

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

○手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称/型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	<input type="checkbox"/>

記載方法参照
P69～

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

記載方法参照
P71～

1. 事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

記載方法参照
P73~

4 実施期間

年 月～ 年 月

記載方法参照
P76

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)

記載方法参照
P77

6 その他

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2) その他事業継続力強化に資する取組(任意)

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	

(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

(※2) 事業継続マネジメントシステム(BCMS)の国際規格

記載方法参照
P78

必要事項の記載が終了しましたら、以下URLより【チェックシート】をダウンロードいただき、記入した上、様式と併せて各地方経済産業局にご提出ください(P12参照)。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

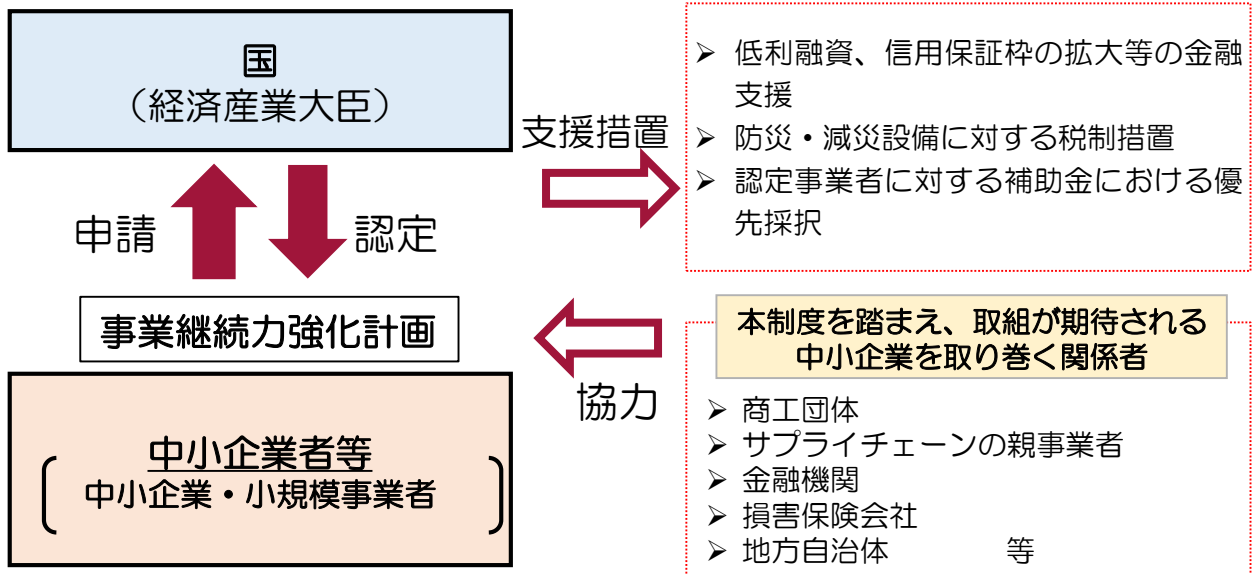
2. 制度の概要

2. (1) 事業継続力強化計画認定制度について

制度の概要

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

計画に記載する取組は、例えば、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時における社内体制の設定などの初動対策に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全などで必要な対策の検討、従業員への訓練や計画の見直し等の実効性の確保などを計画に盛り込むこととなります。



制度利用のポイント

【ポイント1】 防災・減災対策として必要な取組を計画として盛り込むものです。

①企業の概要（連携型の場合は連携企業の概要）、②自然災害等が事業活動に与える影響の認識（被害想定等）、③初動対応の内容、④事前対策の内容、⑤事前対策の実効性の確保に向けた取組などを申請書に記入することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】 計画認定後には、計画実行を支援する以下の施策の活用が可能です。

○金融支援…日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など、計画の取組に関する資金調達について支援を受けることができます（詳細はP80,81を参照）。

○税制優遇…認定計画に従って、認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に取得等をした対象設備について、取得価額の20%（令和5年4月1日以後に取得等をする設備については18%）の特別償却を受けることができます（詳細はP82,83を参照）。

○予算支援…計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等の一部の補助金において審査の際に、加点を受けられます。

2. (2) 制度活用の流れ（認定を受けられる対象企業）

認定を受けられる「中小企業者の規模」

（中小企業等経営強化法
第2条第1項）

業種分類		中小企業等経営強化法 第2条第1項の定義	
		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他*		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令 指定 業種	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

「中小企業者」に該当する法人形態等について

企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下記に該当する者は事業継続力強化計画の認定を受けることができます。

- ① 個人事業主
- ② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

※税制優遇の対象となる企業は、認定を受けられる対象企業の全てではありませんので、注意が必要です（詳細はP82,83を参照）。

2. (2) 制度活用の流れ（準備から認定まで①）

全体像

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

金融支援、税制優遇を受ける場合には、関係機関（日本政策金融公庫や税務署等）に対し、適用対象者の要件や手続き等を事前に確認することをお勧めします。
※金融支援、税制優遇についてはP80～P83をご参照ください。

2. 事業継続力強化計画の策定

- ①「単独型」「連携型」のどちらを提出するのかが判断いただきます。
※グループ会社等複数で申請する場合は、「連携型」となります。ただし自社以外の連携者が全て中小企業者以外の場合は「単独型」となります。
- ②「基本方針」及び「作成指針」を踏まえて、本手引きを参照しながら事業継続力強化計画を作成してください。
※基本方針及び作成指針はこちらからダウンロードできます。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

3. 事業継続力強化計画の申請・認定

- ① 各経済産業局長宛てに必要な書類を下記宛先に提出ください。
- ② 認定を受けた場合、各経済産業局等から認定通知書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約45日かかります。）
※認定を受けた事業者については、中小企業庁のHPに事業者名等が公表されますので、ご了承ください。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/list.html>)

申請先		住所	電話番号	担当都道府県
北海道経済産業局	中小企業課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783	北海道
東北経済産業局	中小企業課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(日棟)	022-221-4922	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局	中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0394	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局	中小企業課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	愛知、岐阜、三重、富山、石川
近畿経済産業局	中小企業課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6119	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局	中小企業課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局	産業振興課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8566	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局	経営支援課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5592	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局	中小企業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1755	沖縄

4. 事業継続力強化計画の開始、取組の実行

金融支援・税制優遇等を受け、事業継続力強化計画の取組を実行していただきます。

2. (2) 制度活用の流れ（準備から認定まで②）

申請に必要な書類

- ① 申請書（原本）
- ② チェックシート
- ③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類

※BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）を既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付いただき、申請書ではそちらを参照する旨記載いただく形で申請いただくことが可能です。

- ④ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

※CD-Rは不要となりました。①②④が必須です。
なお、電子申請（<https://www.keizokuryoku.go.jp>）も開始しており、①②③についてはWEB上で入力可能、④も不要となります。

変更申請とは

- 認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る事業継続力強化計画を変更しようとするとき（設備の追加取得や連携対象企業の追加、既に認定を受けた計画に感染症対策にかかる記載を追加する等）は、経済産業政省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を改めて受けなければなりません。必要書類を担当窓口までご送付ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、法第56条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。
- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>）

変更申請に必要な書類

- ① 変更申請書（原本）
- ② 事業継続力強化計画（変更後）
（認定を受けた事業継続力強化計画を修正する形で作成してください。変更・追加部分について変更点が分かりやすいように下線を引いてください。）
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧事業継続力強化計画認定書の写し
- ⑤ 旧事業継続力強化計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
（変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載してください）
- ⑥ 変更申請用チェックシート
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

3. 計画策定の手順

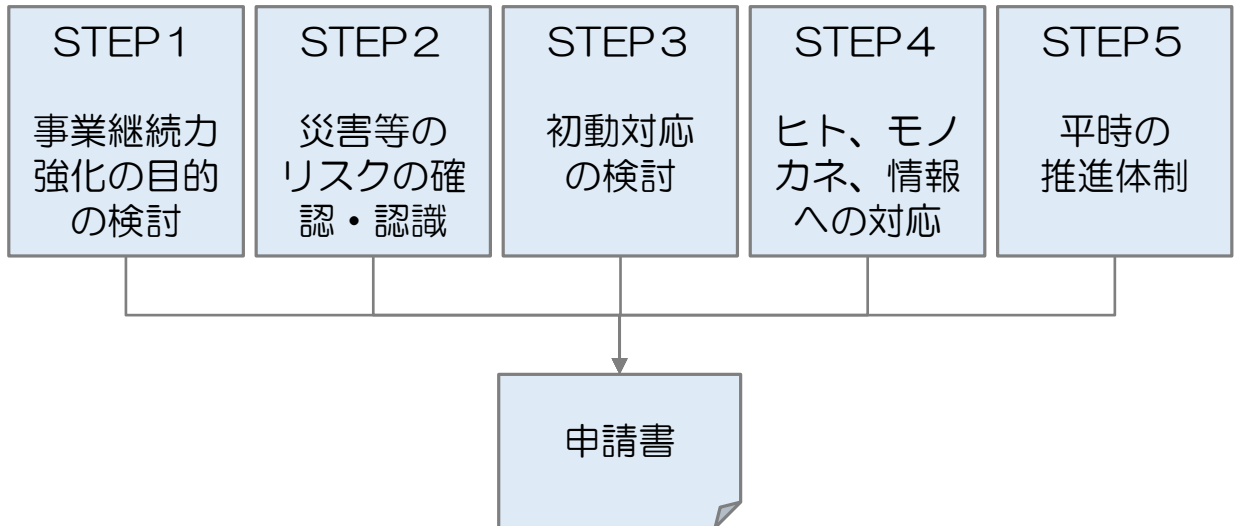
※手引きに掲載がある計画の記載例について、自然災害のみを想定し計画を策定する場合、自然災害及び感染症を想定し計画を策定する場合の2パターンに分けて記載例を掲載しています。

- 事業活動に影響を与える自然災害等をそれぞれ想定した上で、
- 自然災害のみを想定し計画を策定する方については記載例①
 - 自然災害及び感染症を想定し計画を策定する方、または、感染症のみを想定し計画を策定する方については記載例②
- それぞれを参照いただきながら、対策が必要と考えられるリスクに対する取組の検討をお願いします。

3. (1) 申請に向けた検討ステップ①

5つの検討ステップ

申請にあたり、主に以下の5つのステップを通じて申請書を作成します。



【STEP1 事業継続力強化の目的の検討】

- ✓ 事業継続力の強化を図るうえで、まずはその**目的を考えることが重要**です。
 - ① 近年、中小企業の事業活動に大きなダメージを与える大規模災害等が相次いで発生しています。
 - ② また、IT化の進展等により事業環境の変化が加速しており、事業断絶に伴う機会損失は従来と比べて大きなものになっています。
 - ③ このため、一度、自然災害等が発生すると、「従業員やその家族」、「顧客や取引先」、「地域の方々」等に大きな影響が及ぶこととなります。
- ✓ 事業継続力強化の第1ステップは、「何のためにこの取組を行うのか」を明らかにすることから始まります。
- ✓ 目的を記載する際は、事業継続力強化計画作成指針（以下参照）に基づき、自らの事業継続力強化が、自然災等が起こった際に、経済社会に与える影響の軽減に資する観点を踏まえて、記載してください。

※以下、「事業継続力強化計画作成指針」抜粋（第1ー〇）

事業継続力強化の目的については、イの自らの事業活動が担う役割を踏まえつつ、事業継続力強化に当たっての基本的な考え方を検討した上で、サプライチェーンや地域経済全体に与える影響や、従業員に対する責務等、自らの事業継続力強化が自然災害等による経済社会的な影響の軽減に資する観点から、記載するものとする。

3. (1) 申請に向けた検討ステップ②

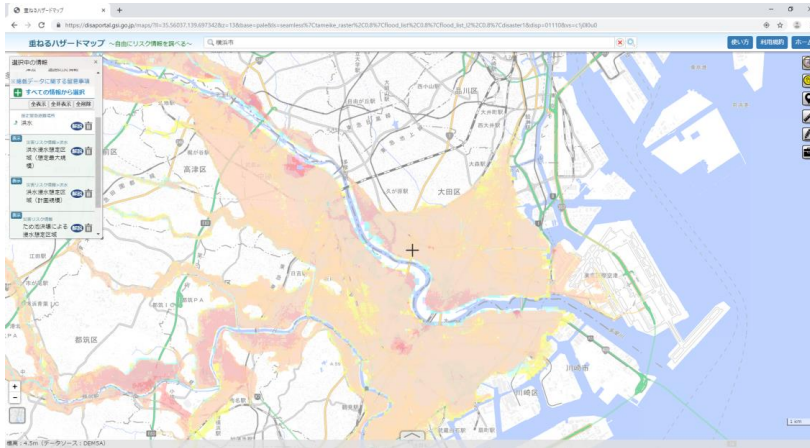
【STEP2 災害等のリスクの確認・認識】

✓ ハザードマップなどを活用しながら、まずは事業所・工場などが立地している地域の災害等のリスクを確認・認識しましょう。

■ハザードマップ等

- ・地域の自治体HP
- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・国土交通省川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
- ・J-SHIS（地震ハザードステーション） <http://www.i-shis.bosai.go.jp/>

〈国土交通省ハザードマップ（洪水）の例〉



浸水の想定区域が着色されています。これを基に、自社、取引先などの立地が、どのような被害となりそうかを予測します。また、周辺道路が災害時にも利用できそうか、電気、水道、ガス等も継続利用が可能かという点を推測するための基礎資料としても活用できます。

✓ このような被害想定を基に、「ヒト（人員）」「モノ（建物・設備・インフラ）」「カネ（リスクファイナンス）」「情報」の4つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えます。

【STEP3 初動対応の検討】

✓ 次に、災害等が発生した直後の初動対応を検討します。この際、個別の企業においては、以下の取り組みが求められます。

- ① 人命の安全確保
- ② 非常時の緊急時体制の構築
- ③ 被害状況の把握・被害情報の共有

3. (1) 申請に向けた検討ステップ③

○手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

【STEP4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応】

- ✓ STEP2で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、どのような対策を実行することが適当か検討します。例えば、以下の取組が考えられます。詳細は本手引きのP47~を参照ください。
 - ① 社員の多能工化を進める
 - ② 設備の耐震化
 - ③ 保険の加入
 - ④ バックアップデータの取得

【STEP5 平時の推進体制】

- ✓ 事業継続力の強化においては、平時の取組が大切です。平時から繰り返し取り組むことで、緊急時においても落ち着いて、適切に対応することができるようになります。平時の取組の検討にあたっては、以下の点に留意することが大切です。
 - ① 経営層の指揮の下、事業継続力強化計画の内容を実行すること（平時の推進体制に経営陣が関与すること）
 - ② 年に一回以上の訓練を実施すること、そして取組内容の見直しを定期的に実施すること

※自然災害対策の計画に、感染症対策を追加することの検討をお願いします

国は、自然災害等の発生時における中小企業の事業継続力を強化するため、令和元年、「中小企業強靱化法」を施行しました。同法の対象となるリスクには感染症のリスクも含まれますが、頻発する自然災害への対応が法律制定の背景にあったこともあり、自然災害リスクが中心となっていました。

他方、新型コロナウイルス感染症が拡大するなど、感染症のリスクが顕在化し、今後も感染症が拡大する可能性があることから、対策を講じることが必要です。既に自然災害に対する事業継続力強化計画を策定している中小企業の皆様におかれましても、本手引きを元に、感染症対策を追加した計画の策定に取り組んでいただくようお願いします。

（※既に認定を受けた計画を変更する場合は、変更の申請（P13参照）が必要）

	全脅威共通の取組	地震対策	洪水対策	感染症対策
リスク想定	経営資源への影響等	建築物の倒壊 等	機械設備の浸水による破損 等	市民の外出自粛に伴う売上減少 等
事前対策	リスクファイナンス対策の検討 等	避難経路の確保、緊急参集要因の従業員の選定 等	排水ポンプの導入 等	マスク等の備蓄 在宅勤務の実施のための環境整備 等
		設備の固定 等		
事後対策	緊急時体制の構築方法や移行基準 等	被害情報の共有方法を決めておく 等		時差出勤の導入 等
		安否確認、避難誘導 等		
継続的改善	年に一度以上の訓練の実施 訓練の実施状況等を踏まえた計画の見直し 等			

3. (1) 申請に向けた検討ステップ④

【既に事業継続計画（BCP）等を策定済みの場合】

- 既に自社にて事業継続計画（BCP）等を作成済みの場合は、下記の記載例を参考に記入してください。
- 事業継続計画（BCP）等は、該当部分を参考書類として申請書に添付してください。
- 添付するBCPには、従業員等や取引先の連絡先、工場等の避難経路、重要な設備・機材一覧等が記載されたものを全て添付する必要はありません。BCP等において、申請書の項目に該当する取組概要が記載されている箇所のみとし、一覧表等については、項目が書かれた部分のみ（機密情報は塗りつぶし）としてください。

記載方法（良い例）

策定済みBCP等の該当部分を転記の上、添付した策定済みBCP該当ページを記載する

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	Xxを避難場所として定めてあり、従業員に対してはポスター等により掲示している。避難場所までの経路に問題がないかどうか、総務部で半年に一度確認している。(添付BCP Pxx参照)
	従業員の安否確認	発災直後	-----
	生産設備の緊急停止方法	発災直後	-----
	顧客への対応方法	発災直後	-----

記載方法（悪い例）

必要事項を記載せず、該当箇所の参照ページのみしか記載されていない

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保	従業員の避難	発災直後	添付BCP Pxx参照
	従業員の安否確認	発災直後	-----
	生産設備の緊急停止方法	発災直後	-----
	顧客への対応方法	発災直後	-----

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法


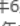
認定申請書の入手方法

申請書様式類は中小企業庁の公式HPからダウンロードしてください。

■ 沖縄県

沖縄総合事務局 中小企業課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
電話:098-866-1755

事業継続力強化計画等申請書様式一覧

- 事業継続力強化計画申請様式
 - 【記入用】(WORD形式: 34KB)  (令和元年9月5日更新)
 - 【チェックシート】(EXCEL形式: 26KB)  (令和2年6月15日更新)
- 連携事業継続力強化計画申請様式
 - 【記入用】(WORD形式: 41KB)  (令和元年9月5日更新)
 - 【チェックシート】(EXCEL形式: 27KB)  (令和2年6月15日更新)
 - 【連携者に大企業が所在する場合のみ】大企業連携事業継続力強化計画同意書(WORD形式: 17KB)  (令和元年11月29日)
- 認定事業継続力強化計画変更申請様式
 - 【記入用】(WORD形式: 38KB)  (令和元年8月14日更新)
 - 【チェックシート】(EXCEL形式: 28KB)  (令和2年6月15日更新)
 - 【実施状況報告書】(WORD形式: 21KB)  (令和元年11月29日)
- 認定連携事業継続力強化計画変更申請様式
 - 【記入用】(WORD形式: 45KB)  (令和元年8月14日更新)
 - 【チェックシート】(EXCEL形式: 29KB)  (令和2年6月15日更新)
 - 【実施状況報告書】(WORD形式: 18KB)  (令和2年1月17日)

事業継続力強化計画策定の手引き

※更新箇所については、本手引きの最終ページに記載されているお問い合わせ先までご連絡ください。
感染症対策を踏まえた連携事業継続力強化計画については、後日公表します。



ダウンロードの方法

以下のHP（中小企業庁の公式HP）にアクセスし、ダウンロードしてください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

（中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営安定支援・BCP → 事業継続力強化計画）

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

認定申請書（表紙）の記載方法

認定申請書（表紙）には申請者の住所、氏名、代表者の役職及び氏名を記載します。**※押印は不要となりました。**

様式第28

事業継続力強化計画に係る認定申請書

申請日を記載してください

主たる事務所が所在する都道府県を管轄する各経済産業局長としてください（P12）

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

省略等はせず、正式名称で記載してください

住所

名称

代表者の役職及び氏名

押印不要

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



注意点

- ✓ 押印は不要となりました（令和2年12月28日～）。
- ✓ 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

1. 名称等

申請企業の基本情報を記入します。

業種は日本標準産業分類の中分類を記載してください

1 名称等		
フリガナ	カブシキガイシャチュウショウキギョウ	
事業者の氏名又は名称	株式会社中小企業	
代表者の役職名及び氏名	代表取締役 中小 太郎	
資本金又は出資の額	1,000万円	常時使用する従業員の数 100名
業種	非鉄金属製造業	
法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●	設立年月日 1993年●月●日



注意点

- ✓ 事業者の氏名又は名称にはフリガナを記載してください。
- ✓ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は記載不要です。（法人番号がない事業者は「法人番号なし」と記載）
- ✓ 業種は次の頁を参照いただき、日本標準産業分類の中分類を記載してください。
（日本標準産業分類コード：<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）
※判断に迷われる際は、最寄りの経済産業局等にお問い合わせください。
- ✓ 事業者の氏名又は名称においては、例えば名称がカタカナもしくはアルファベット等が使用されている場合においても、フリガナを記載してください。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

日本標準産業分類の中分類について (1/2)

認定申請書の「業種」に記載する内容は、以下表の中分類から選択してください。

大分類	コード	日本標準産業分類の中分類 ※以下から該当する業種を選択し、記載してください
A 農業、林業	01	農業
	02	林業
B 漁業	03	漁業（水産養殖業を除く）
	04	水産養殖業
C、鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
D、建設業	06	総合工事業
	07	職別工事業（設備工事業を除く）
	08	設備工事業
E 製造業	09	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業	
30	情報通信機械器具製造業	
31	輸送用機械器具製造業	
32	その他の製造業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
G 情報通信業	37	通信業
	38	放送業
	39	情報サービス業
	40	インターネット付随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業・郵便業	42	鉄道業
	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
	45	水運業
	46	航空運輸業
	47	倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業
	49	郵便業（信書便事業を含む）

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

日本標準産業分類の中分類について (2/2)

大分類	コード	日本標準産業分類の中分類 ※以下から該当する業種を選択し、記載してください
I 卸売業・小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食品卸売業
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他小売業
J 金融業：保険業	61	無店舗小売業
	62	銀行業
	63	協同組織金融業
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業
K 不動産業、物品賃貸業	66	補助的金融業等
	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	68	不動産取引業
L 学術研究、専門・技術サービス業	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業
	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	73	広告業
	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
	75	宿泊業
N 生活関連サービス業、娯楽業	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
O 教育、学習支援業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
P 医療、福祉	80	娯楽業
	81	学校教育
Q 複合サービス業	82	その他の教育・学習支援業
	83	医療業
R サービス業（他に分類されないもの）	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業
	86	郵便局
	87	協同組合（他に分類されないもの）
	88	廃棄物処理業
S 公務（他に分類されるものを除く）	89	自動車整備業
	90	機械等修理業（別掲を除く）
	91	職業紹介・労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体
	94	宗教
	95	その他のサービス業
	96	外国公務
T 分類不能の産業	97	国家公務
	98	地方公務
	99	分類不能の産業

○手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 自社の事業活動の概要

どのような事業を営んでいるのか事業活動の概要を記載します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

自社の事業活動の概要	<p>業種等を記載するとともに、地域経済やサプライチェーンにおける位置づけなどを記載する。</p> <p>◆記載例 (電子部品の製造・販売の場合) 当社は、主に大手電機メーカーA社の〇〇部品の製造を担っており、当該部品の過半数のシェアを握るなどサプライチェーン上の重要な役割を担っている。</p> <p>(野菜等の小売業の場合) 当店は、地域において野菜を主に販売しており、一般顧客だけでなく、地域の複数の飲食店へ野菜を卸しており、当店が早期復旧しないと、これら飲食店への影響を及ぼす。</p> <p>(コンビニ店の場合) 当店は、地区唯一のコンビニであり、物販等の販売だけでなく、宅配便の取次、公的機関への料金収納や、代金収納なども実施しており、当店が早期復旧しないと、地域住民の生活に支障が生じるおそれがある。</p> <p>(製造業の場合) ※感染症の記載例 当社は、主に大手電機メーカーA社に〇〇部品を供給しており、当該部品供給の過半数のシェアを有するなど、サプライチェーン上の重要な役割を担っている。このため、感染症拡大等の影響による消費の減退により、当社の生産活動が縮小、もしくは事業が停止するとサプライチェーンや地域の雇用に大きな影響が生ずる。</p>
------------	---



考え方

- ① 自社がどのような事業を営んでいるのかを、分かりやすく簡潔に記入してください。
- ② 業種等に加え、自らの事業活動が担う役割（サプライチェーンで重要な部品を卸している、地域の経済・雇用を支えている等）を検討したうえで記載してください。



注意点

- ① 業種等に加え、自らの事業活動が担う役割について、サプライチェーンにおける役割または地域経済などにおける役割の記載がない場合、計画書の不備として認定の対象とはなりません。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 事業継続力強化に取り組む目的

目的は社是などと同様のもので、災害等発生時、自社はどう行動していくかという意思表示のようなものです。何を目的として事業継続力の強化を図るのかを検討し、記載します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

事業継続力強化に取り組む目的	<p>下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。2. 地域社会の安全に貢献する。3. 部品の供給の継続、又は早期の再開により、お客様への影響を極力少なくする。 <p>(以下、感染症対策を含む場合の記載例)</p> <p>下記2点を目的に事業継続力強化に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 災害時においても物品の供給を継続し、お客様や地域の雇用への影響を最小限に抑える。2. 感染症の発生時においても人命を最優先して、従業員とその家族の安全と生活を守る。 <p>(以下、感染症対策の場合の記載例)</p> <p>下記2点を目的に事業継続力強化に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 感染症の発生時には、従業員等関係者とその家族との生命の安全を及び雇用の確保を最優先する。2. 感染症が流行した場合であっても、感染拡大防止に全力を尽くし、生産活動を継続し、仕入れ先への影響を極力小さくすること、また取引先への供給責任等を果たす。
----------------	--

考え方

- ① 自らが担う役割を踏まえつつ、下記の観点について自社の理念等と照らし合わせて考えてください。
- ② 事業継続力強化計画作成指針第1-0（P15参照）の考えに基づき、自社が被災した場合のサプライチェーンや地域経済への影響度や、従業員に対する会社の姿勢について、可能な限り具体的に記載してください。
 - ・ 従業員やその家族に対する責務
 - ・ 自社の企業理念や経営方針
 - ・ 顧客・取引先や地域経済に対する影響
 - ・ 事業継続力強化に当たっての理念や基本的な方針

具体例

- ・ 人命（従業員・顧客）を守り、地域社会の安全に貢献する
- ・ 自社の経営を維持するとともに、取引先への影響を軽減する
- ・ 供給責任を果たし、顧客からの信用を守る
- ・ 従業員の雇用を守り、地域の活力を支える
- ・ サプライチェーン全体への影響を軽減させる
- ・ 社会からの要請に応える

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 事業活動に影響を与える自然災害等の想定

自社の拠点のうち、事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える自然災害等を1つ以上想定します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

事業活動に影響を与える自然災害等の想定	<p>(記載例その1) 当社の事業拠点は〇〇県〇〇市にあり、</p> <ul style="list-style-type: none">・今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が19.5% (J-SHIS地図参照)。 当該地震による津波が20cm。・水災時に20cm～50cmの浸水(〇〇市ハザードマップ参照)。 が予想される地域である。 <p>また、例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害も想定される。</p> <p>(記載例その2) 当社の事業拠点における事業活動に影響を与える主な自然災害は、所在地の自治体が発行するハザードマップで確認。</p> <ul style="list-style-type: none">・●●県●●町:震度6以上の地震が想定される、浸水想定地域 1m以上浸水・●●県●●市:震度5強以上の地震が想定される。・●●県●●市:特に大規模地震や水害の想定がない地域である。 <p>(記載例その3)※感染症の記載例 当社の事業拠点は、〇〇県〇〇市にあり、現状の感染症の感染状況等を踏まえると、(再度)感染症の影響が拡大し、感染者が全国各地で発生した場合、事業の継続に支障をきたす可能性がある。</p>
---------------------	--



考え方

- ① ハザードマップやJ-SHIS（地震ハザードステーション）等を確認し、想定される自然災害等を記載してください。
- ② 自然災害等の想定にあたっては、自社の事業活動に甚大な影響を与える可能性が高い自然災害を一つ以上記載してください。
- ③ 複数の拠点を持つ場合、個々の拠点ごとの詳細な被害想定までは不要です。
- ④ 地震については、予想震度や津波の予想高さ、水害については浸水の予想高さ等を具体的に記載してください。
- ⑤ 間接被害（主要な取引先が〇〇災害が想定される地域に所在しているなど）による影響が想定される場合は、そのような影響を記載してください。



注意点

- ✓ 事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える1つ以上の自然災害等を検討します（全ての自然災害等を網羅する必要はありません）。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

【自然災害におけるリスクの想定】

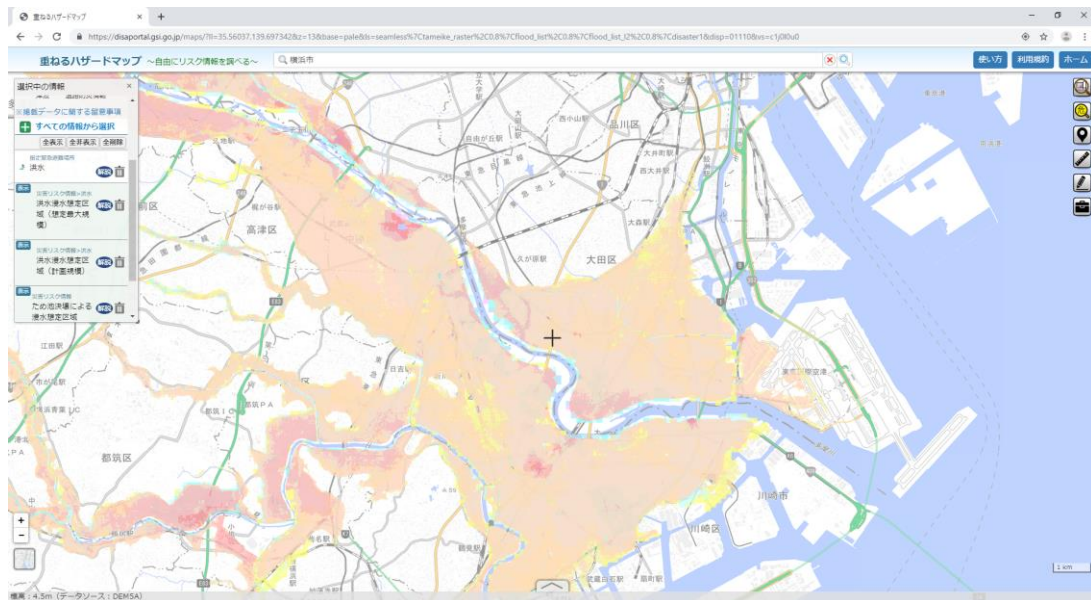
ハザードマップの確認方法

ハザードマップの確認方法について解説します。

＜ハザードマップの入手方法＞

- 地域の自治体HP
- 国土交通省ハザードマップポータルサイト：<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- 国土交通省川の防災情報：<https://www.river.go.jp/>
- J-SHIS（地震ハザードステーション）：<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

＜国土交通省ハザードマップ（洪水）の例＞



- 浸水の想定区域が着色されています。
- ハザードマップに基づき、自社、取引先などの立地状況を確認し、どの程度の被害となりそうかを確認します。
- また、ハザードマップは、災害時の周辺道路の利用確認や、電気、水道、ガス等の継続利用の可否を想定する基礎資料としても活用できます。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

【感染症拡大に伴うリスクの想定】

感染症に関する情報の収集

- 感染症の状況については、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化します。こうしたことから、日頃から最新かつ、正確な情報を入手することにより、地域の感染状況等を把握しておくことが大切です。
- 例えば、厚生労働省のホームページでは、都道府県別の新型コロナウイルス感染者の発生状況を毎日更新しています。加えて、自治体等のHP等にも公表されている都道府県等もありますので、併せてご確認ください。（厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html）

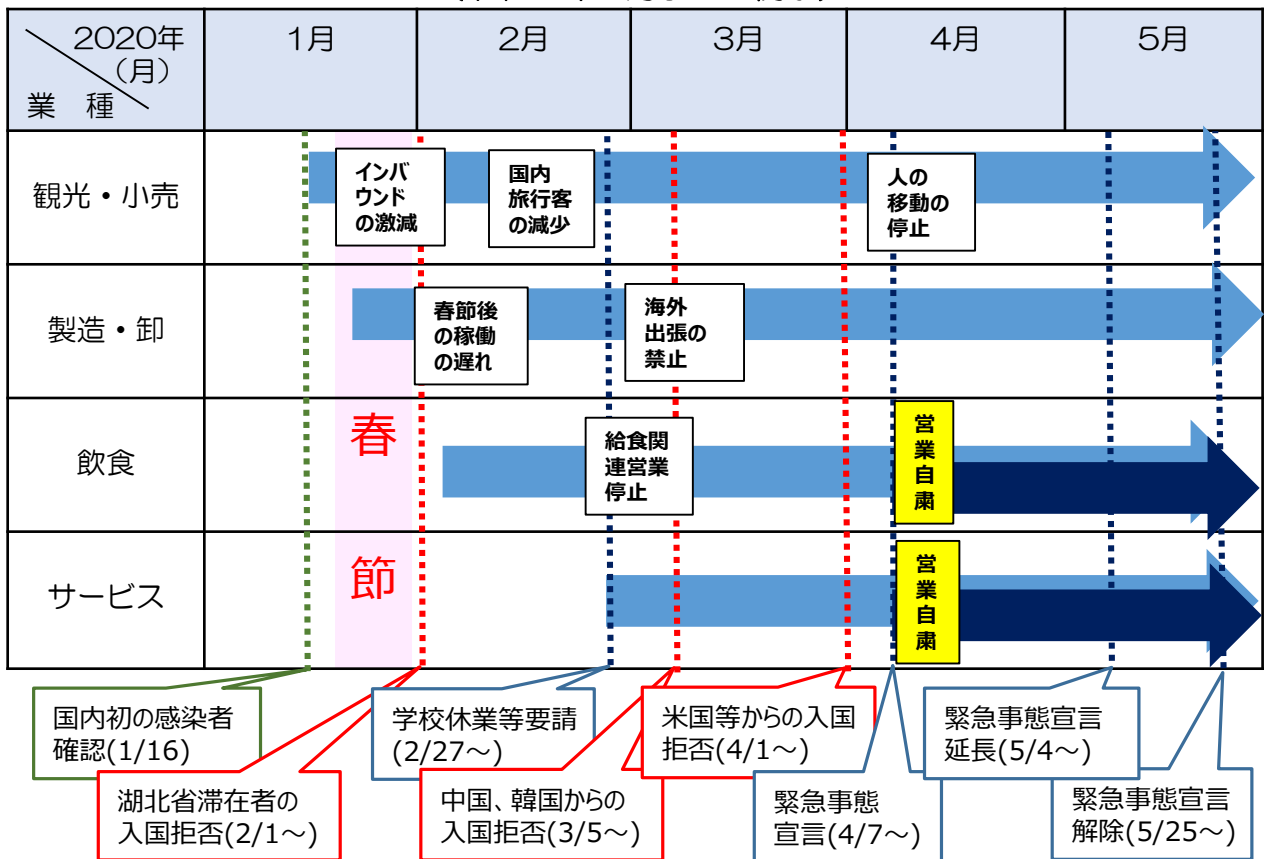
- **内閣官房が、180を超える業界団体が作成した業種別の新型コロナウイルス感染予防等のガイドラインを公表しましたので、ご参照下さい（令和2年12月11日現在）。**
（内閣官房HP：<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>）

感染症のリスクによる影響とは

感染症のリスクの大きな特徴は、人と人の接触自体がリスクになることです。このため、感染症拡大局面においては、人の移動が制限されることにより、事業活動に大きな制約が生じる場合があることに注意が必要です。例えば、感染症の拡大により、以下のような影響が懸念されます。

- ①従業員自身や家族の発症に伴う就労の困難
- ②学校の閉鎖や介護サービスの停止等により従業員等の出社が困難
- ③消費者行動の変化や行政からの外出自粛要請などによる景況の変化による事業活動への大きな影響
- ④取引先等においてクラスターが生じ、一時取引停止となるおそれ

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大が中小企業の事業活動に及ぼした影響】 （令和2年5月までの例示）



3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 自然災害等の発生が事業活動に与える影響（ヒト、モノ）

想定される自然災害等が、どのような影響を及ぼすかを5つの項目（ヒト、モノ、カネ、情報、その他）から検討します。

記載例①（自然災害のみ）

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	<p>想定する自然災害等のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度6弱の地震であり、その被害想定は下記の通り。</p> <p>(人員に関する影響) 営業時間中に被災した場合、設備の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、公共交通機関が停止すれば、従業員が帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。 これら被害が事業活動に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員が専属で担当していた部分について業務再開が困難となること、生産量が減少することなどが想定される。</p> <p>(建物・設備に関する影響) 事業所の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微。一方、設備は、停電が発生すれば、一時的に停止。また、揺れにより生産機器が損傷するほか、配管や配線類が断裂する。津波が発生すれば、中間財や生産済の在庫も損傷するおそれ。 インフラについては、電力・水道は1週間程度、都市ガスは2週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は1週間ほど機能不全となるおそれ。 これら被害が事業活動に与える影響として、生産ラインの全部又は一部の停止などが想定される。</p>
---------------------	--



考え方

- ① P26で想定した自然災害等のうち、最も大きな被害が想定される自然災害を対象として、事業活動に与える影響を想定します。
- ② P34の事象リストと、P35以降の脆弱性リストを参考にし、自社に当てはめて事業活動に与える影響を考えてみましょう。
- ③ また、自社だけではなく取引先の被災やインフラなどの影響を検討することも重要です。



注意点

- ✓ 必ずしも最も大きな災害と言えずとも、数週間～数か月程度、災害の影響が及ぶような甚大な災害を対象として検討することも可能です。
- ✓ 項目によって影響がほとんどない場合は、自社の業態・規模、所在地域の特性、従来からの対策による効果など、影響を受けない背景を記載してください。

参照：事象リストP34
脆弱性リストP35

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

記載例②（感染症含む）

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	<p>想定する自然災害等のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは、大雨等による水災及び、感染症の感染拡大の影響であり、その被害想定は下記の通り。</p> <p>（人員に関する影響）</p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">交通機関の停止に伴い、従業員の出勤が困難になる。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">国内で感染症の発生が確認された場合には、移動の制限や行政からの外出自粛要請等により店舗等における必要な人員が確保できなくなることが想定される。国内で感染が拡大し、本人又は家族が感染した場合には、長期間出勤できなくなる従業員が複数発生することが想定される。 <p>これら被害が事業活動に与える影響として、従業員が専属で担当していた顧客に関する情報や業務の引き継ぎが滞る、加えて営業等の停止を検討せざるを得なくなり、顧客に迷惑をかけること、などが想定される。</p> <p>（建物・設備に関する影響）</p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">大雨により事務所及び工場が浸水し、事務所のパソコン等の電子設備や、工場の生産設備等が浸水することが想定される。これら被害の事業活動に与える影響として生産ラインの一部又は全部の停止が想定される。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">国内で感染症の発生が確認された場合には、マスクや消毒液等の衛生用品が入手しづらくなることにより、従業員の感染防止対策を講じることができなくなる。国内で感染が拡大し、従業員が感染した場合には、飛沫や接触により、コピー機や端末、文房具等の共有物や、水回り等に病原体が付着すること、感染拡大の防止のための設備・備品（空気清浄機、防護服等）のコストが想定され、生産活動の縮小もしくは、営業活動を一時的に停止すること等が想定される。
---------------------	--



考え方

- ① P26で想定した自然災害等のうち、最も大きな被害が想定される自然災害等を感染症などを含む2つ以上想定した場合、自然災害と感染症に分けて記載することも有効です。

【感染症の種類について】

本計画では、自社の事業活動に影響を与える「自然災害等」を想定することが必要です。事業者にとって影響を与える感染症の種類は各者により様々ですが、例えば「感染症の予防及び感染症の患者に関する法律」では、感染症を以下の通り定めていますので、ご参照ください。

- ・一類感染症・・・エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
- ・二類感染症・・・結核、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1） 等
- ・三類感染症・・・コレラ、細菌性赤痢、腸ナフス 等
- ・四類感染症・・・黄熱、鳥インフルエンザ（H5N1を除く。） 等
- ・その他（五類感染症 等）
- ・指定感染症・・・当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

（新型コロナウイルス感染症等※令和2年1月28日時点）

出典：e-GOV「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000114#901>

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=78ab7336&dataType=0&pageNo=1

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 自然災害等の発生が事業活動に与える影響（カネ、情報、その他）

想定される自然災害等が、どのような影響を及ぼすかを5つの項目（ヒト、モノ、カネ、情報、その他）から検討します。

記載例①（自然災害のみ）

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	<p>(資金繰りに関する影響) 資金繰りについては、設備の稼働停止や営業停止によって営業収入が得られないことで、運転資金がひっ迫するおそれ。建物・設備に被害が生ずる場合にあっては、これらの復旧費用が必要となる。 これら被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用を捻出できないことが想定される。</p> <p>(情報に関する影響) オフィス内にあるサーバー（顧客情報、財務資料、設計図面などを保管）が浸水すれば、バックアップしているデータ以外は喪失するおそれ。 これら被害が事業活動に与える影響として、重要な情報が喪失すれば、取引先への支払、売掛金の回収、取引先からの注文の受託や納品した機器等のメンテナンス対応などが困難となることが想定される。</p> <p>(その他の影響) 取引先の被災や公共交通機関の影響により、1週間程度、原料である鋼材の調達が困難になれば、最終製品の出荷が不可能になるおそれ。 これら被害が事業活動に与える影響として、取引先と約定通りの、製品納入を行えないなどの事態が想定される。</p>
---------------------	--



考え方

- ① P26で想定した自然災害等の発生により、カネ（資金）、情報、その他（インフラ障害や取引先の被災等による間接被害）の観点から、自社の事業活動に与える影響を検討し、記載してください。
- ② 影響を考える際はP33以降を参考にしてください。
- ③ その他には、インフラによる影響、風評被害における影響、自社は直接被害がないが取引先の被災による影響などが考えられます。



注意点

- ✓ 必ずしも最も大きな災害と言えずとも、数週間～数か月程度、災害の影響が及ぶような甚大な災害を対象として検討することも可能です。
- ✓ 影響を受ける可能性が低い場合は、例えば、「影響度合いを検討した結果、自社においては既に災害を想定した保険に加入しているため、影響を受けない」等、影響を受けないと判断した理由を記載してください。

参照：事象リストP34
脆弱性リストP35

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

記載例②（感染症対応含む）

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	<p>(資金繰りに関する影響)</p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">事業活動の停止により収入が得られないことで、運転資金が逼迫する恐れがある。また、浸水により一部設備の修理や新規設備購入が必要となることが想定される。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">国内で感染症の発生が確認された場合には、感染拡大防止の目的から従業員の出勤率を下げることで生産ラインの稼働率の低下が想定される。加えて、感染拡大防止のための設備・備品等の調達コストが発生し、収益を圧迫することが想定される。国内で感染症が拡大し行政から外出自粛要請等が出された場合には、製品の需要(消費)等が落ち込むことが想定され、外出自粛が長期化すれば、運転資金がひっ迫し、その間、資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することが想定される。 <p>これら被害が事業活動に与える影響として、売上が急減する一方、固定費等の支出が増加し、資金繰りが悪化することが想定される。</p>
	<p>(情報に関する影響)</p> <p>○水災による影響</p> <ul style="list-style-type: none">事務所内のサーバ(顧客情報、財務諸表等を保管)の浸水により、バックアップデータ以外は喪失し、取引先からの売掛金の回収が困難になる等の影響が想定される。 <p>○感染症による影響</p> <ul style="list-style-type: none">国内で感染症の発生が確認された場合には、在宅勤務の実施時に、従業員の自宅パソコンから会社の機密情報等の重要情報が漏えいし、取引先への信用を失うことが想定される。国内で感染が拡大し、従業員が感染した場合には、決算関係の財務情報等など、重要な情報を扱う従業員が通勤できなくなることが想定される。 <p>(その他の影響)</p> <p>○水災及び感染症における影響</p> <ul style="list-style-type: none">取引先の被災や公共交通機関の影響、また、感染症流行期における人や物資の移動制限の影響により、1週間程度、原料である鋼材の調達が困難になれば、最終製品の出荷が不可能になることが想定される。 <p>これら被害が事業活動に与える影響として、取引先と約定通りの製品納入を行えないなどの事態が想定される。</p>



考え方

- P26で想定した自然災害等の発生により、カネ（資金）、情報、その他（インフラ障害や取引先の被災等による間接被害）の観点から、自然災害及び感染症による影響を記載してください。
- 外部インフラの途絶や感染症流行期の人や物資の移動制限により、類似の影響が想定されるケースもあります。その様な場合には、共通の影響と記載いただいても結構です。
- 感染症においては、以下の点からもリスクを想定する必要があります。
 - 人と人の接触がリスクとなること。
 - 新型コロナウイルスの感染拡大局面においては、公衆衛生維持の観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法などの法令に基づいて国と自治体から自粛要請が行われ、事業活動の制約が生じること。
 - 復興局面への移行は、国や自治体による判断に依存せざるを得ないこと。
※このため、「社会機能維持事業」以外の業務は、国と自治体の自粛要請により一定期間、事業活動に制約を受ける可能性があります。
- 感染症対策に係る「資金繰りに関する影響」については、自然災害と異なり復旧費用ではなく「当面の資金」が必要となります。他方、日々刻々と変化する感染状況等により「当面」の期間が長期化するなど、見通しがつかないことも想定されるため、「自然災害による資金繰りに関する影響」とは、異なる考え方で影響を想定することが必要です。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

被害想定のお考え方

ここでは「事象」と「脆弱性」を使った影響のお考え方を解説します。

事象と脆弱性

- ① 事象：自然災害等によって全般的に発生する事象
（例1）地震により大きな揺れに見舞われる
大雨・洪水・高潮・津波により浸水する
ガスが停止する
高速道路が通行止めとなる 等

（例2）感染症拡大の影響により人と物資の移動制限が発生する
行政からの外出・営業自粛要請により売上が急減する
- ② 脆弱性：有事の際に想定しうる、事業継続を阻害する自社の弱点
（例1）緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている
予想される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない
保険等による建物や設備破損等への補償が不十分である
データのバックアップを実施していない 等

（例2）物資調達先を国外に大きく依存している
テレワーク環境の導入が行われていない
当面の危機に対しての十分な資金が確保できていない

影響のお考え方

事象と脆弱性を考慮した際に、自社が受けると想定される内容が「影響」です。ここでは、「事象」と「脆弱性」を掛け合わせて考えていただきます。

- （例1）
- ① 事象：地震により大きな揺れに見舞われる
 - ② 脆弱性：予想される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない
 - ③ 影響：××地震等により、震度××以上の揺れに見舞われた場合、△△の耐震対策が行われていないため、建物が倒壊する
- （例2）
- ① 事象：感染症拡大の影響により人と物資の移動制限が発生する
 - ② 脆弱性：当面の危機に対しての十分な資金が確保できていない
 - ③ 影響：資金調達が困難になり、経営が逼迫、従業員の雇用の維持も難しくなる。

次ページ以降で「事象」「脆弱性」について例示していますので、二つを掛け合わせて自社の想定される「影響」を考えてください。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

事象リスト

想定される自然災害等から事象例を記載しています。「事象リスト」と次頁の「脆弱性リスト」を掛け合わせ、どの様な事業活動に与える影響が発生するのかを検討してみましょう。

区分	事象
地震	地震により大きな揺れに見舞われる
水害	大雨・洪水・高潮・津波により浸水する
	土砂が敷地内に流れ込む
風害	強風が生じる
火災	火災が生じる
ライフライン	停電する
	ガスが停止する
	断水する。(上下水道が利用停止となる)
	通信障害により電話・メール・インターネットが利用できない
交通	電車が止まる
	高速道路が通行止めになる
	一般道が通行止めになる
	港湾が利用停止になる
	空港が利用停止になる
	落橋が生じる
供給不足	食料、物資が不足する
	燃料が不足する
感染症	人の移動の制限や物資供給の途絶が発生する
	行政からの外出・営業自粛要請により売上が急減する

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

脆弱性リスト (1/3)

「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の観点から脆弱性例（想定される自然災害等の例）を記載しています。前ページの「事象リスト」と掛け合わせ、事業活動に対し、どのような影響が発生するのかを検討してみましょう。

区分	脆弱性	災害の種類
ヒト	在宅・リモートで実施できない業務がある	全て
	業務スキルを有したメンバーが限られている	全て
	業務の実施に当たり多数の人員を必要とする	全て
	災害対策に関して最新の情報が不足している、緊急時に協力先が限られている	全て
	緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている	全て
	従業員へ感染予防策が周知徹底されていない	感染症
	感染拡大時に対応できる勤務形態や雇用維持策が検討できていない	感染症
モノ	従業員数に対し、十分な量の物資を備蓄していない	全て
	上下水道の停止に備えた対策が行われていない	全て
	出火する可能性のある電気設備に対して出火防止の対策が行われていない	全て
	ガス、火気、化学物質を用いており、揺れや浸水による二次災害の防止策が行われていない	全て
	自社設備が使用不可になった場合の対応策（代替拠点、代替生産先など）が検討されていない	全て
	取引先が災害対策を行っていない	全て
	事業に必要な資源の調達先を把握していない	全て
	非常時における電源の確保策を行っていない	全て
	非常時の輸送手段が確保されていない	全て
在宅勤務実施のための環境の整備を行っていない	全て	

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

脆弱性リスト (2/3)

区分	脆弱性	災害の種類
モノ	予測される震度に対し、建物への耐震対策が行われていない	地震
	予測される震度に対し、設備への耐震対策が行われていない	地震
	ガラスの破損に備えた対策が行われていない	地震
	照明、天井の落下に備えた対策が行われていない	地震
	高所からの重量物落下に対して対策が行われていない	地震、雪害
	浸水対策が行われていない	水害
	浸水想定よりも低い位置に物品が保管されている	水害
	原材料の調達先の多くを国外に依存している	感染症
	マスクや消毒液等の衛生用品を備蓄していない	感染症
カネ	保険等による建物や設備損壊等への補償が不十分である	全て
	災害直後の運転資金に対する補償が不十分である	全て
	事業停止に備え、共済などへの加入を実施していない	全て
	資金の積み立て未実施により、災害時に使える現金がない	全て
	事業転換を図りたいが元出資金がない	全て
	感染症の影響により長期にわたる売上の大幅な減少に対応できる資金力がない	感染症
	資金不足で感染防止対策のための設備導入が出来ない	感染症

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

脆弱性リスト (3/3)

区分	脆弱性	災害の種類
情報	データのバックアップを実施していない	全て
	バックアップデータを近隣の施設で保管している	全て
	在宅・リモートによる業務環境を構築していない	全て
	在宅勤務時の情報漏えいの対策が検討できていない	全て
	在宅勤務時の情報漏えいの対策が検討できていない	全て
	浸水の想定に対し、システムが適切な場所に設置されていない	水害
その他	物流の混乱に備えた代替ルートが確保されていない	全て
	取引先の被災に備えた物資の備蓄等を行っていない	全て

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）とは？

- 新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定され、平成24年5月に公布されました。（特措法第1条）また、暫定措置として、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症をこの特措法の適用対象とする改正が行われました。

緊急事態宣言に関すること（特措法32条） 新型インフルエンザ等緊急事態宣言とは？

- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言とは、季節性インフルエンザに比べて重篤になる症例が国内で多く発生し、全国的な急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす場合に、政府対策本部長（内閣総理大臣）が、①期間、②区域、③事案の概要を特定して宣言するものです。この宣言の後、都道府県知事は、より具体的な期間や区域を定め、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請といった緊急事態措置を講ずることができるようになります。

緊急自体措置の①期間や②区域はどうやって決まるの？

- 実際に設定する期間や区域については、新型インフルエンザ等緊急事態の発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況等を総合的に勘案し、専門家の意見を踏まえて決定されます。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

3-(1). 自然災害等が発生した場合における対応手順 - 1

災害の発生直後の初動対応のうち、従業員の安全確保は、事業継続に向けて非常に重要なポイントとなります。

記載例①（自然災害のみ）

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後	• 自社拠点内の安全エリアの設定 • 社内の避難経路の周知・確認 • 避難所までの経路確認
	従業員の安否確認方法	発災直後	• 安否確認システムの導入 • 従業員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等)
	生産設備の緊急停止方法	発災直後	• 緊急時の機器停止手順の周知・確認
	顧客への対応方法	発災直後	• 顧客の避難場所の周知、誘導體制の確立



考え方

- ① 「人命の安全確保」として、P40、41の推奨項目（推奨欄に●が記載されている事例）について対応ができていないか確認してください。未対応の場合は推奨事項を優先的に対応することを推奨します。
- ② 上記①の推奨事項を既に対応済みの場合、その他の対策事例を参考にして、自社の状況と、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。
- ③ 平時から利用している連絡先一覧など、平時の取組を災害対応として活用することも重要です。



注意点

- ✓ 「従業員の避難方法」と「従業員の安否確認方法」については必ず記載する必要があります。
- ✓ 申請にあたっては、連絡網などの詳細なリストの添付までは不要です。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

記載例②（感染症対応を含む）

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後 / 国内感染者発生後	○水災 ・自社拠点内の安全エリアの設定 ・社内の避難経路の周知・確認 ・避難所までの経路確認 ○感染症 ・事業所内に消毒液の設置、従業員の手洗い等の徹底 ・従業員や家族に対する手洗い、マスク着用の徹底 ・自家用車等の公共交通機関以外の通勤手段の承認
	従業員の安否確認方法	発災直後 / 国内感染者発生後	○水災 ・安否確認システムの導入 ・従業員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等) ○感染症 ・体調不良の従業員(派遣労働者等含む)の出勤停止や交代勤務規定の整備 ・出勤前の従業員やその家族等における検温の励行、自宅待機中の従業員への定期的な連絡や報告
	生産設備の緊急停止方法	発災直後	・緊急時の機器停止手順の周知・確認
	顧客への対応方法	発災直後 / 国内感染者発生後	○水災 ・顧客の避難場所の周知、誘導體制の確立 ○感染症 ・従業員へのマスクの着用を義務づける ・消毒が必要と考えられる設備、事業所等の場所へ店内の消毒の徹底 ・事務所への立ち入りについて必要性を検討するとともに、当該者に対し、従業員に準じた感染症防止対策を措置。

考え方

- ① 「人命の安全確保」として、次頁以降の推奨項目について対応ができていないか確認してください。未対応の場合は推奨事項を優先的に対応することを推奨します。
- ② 上記①の推奨事項を既に対応済みの場合、次頁の対策事例を参考にして、自社の状況と、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。
- ③ 平時から利用している連絡先一覧等、平時の取組を災害対応として活用することも重要です。
- ④ 感染症拡大期等において、体調不良を訴える従業員に出勤を控えて頂くために、「有給休暇」や「休業手当」等の適切な活用を促すことが重要です。

注意点

- ✓ 各初動対応の内容欄に複数の事前対策の内容を記載する場合、発災後の対応時期も別々に記載します。
- ✓ 自然災害と感染症の両方の対策について記載いただく必要はありません。想定した自然災害等に対する必要な対策を記載してください。
- ✓ 「従業員の避難方法」と「従業員の安否確認方法」については必ず記載する必要があります。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

人命の安全確保に向けた取り組みの例 (1/2)

人命の確保に向けた取り組み例として、具体的な対策例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
1	従業員の 避難方法	自然災害に備え、社内の〇〇や社外の△△を避難場所・安全エリアとする ※社内の第一工場、地域の公民館等	●	-	1時間～
2		従業員・来訪者に対する避難誘導手順を作成する	●	-	1週間～
3		従業員を対象に、〇〇により、避難経路・避難場所を周知する ※朝礼、ポスター、訓練等	●	-	1週間～
4		自然災害の初動対応のため、〇〇を備蓄する ※＜安全の確保＞ヘルメット、長靴、手袋、雨合羽、担架、ゴムボート、拡声器等		ヘルメット 1,000円 ~/1個	1日～
5		感染症対策のため、従業員に対して手洗いの実施等の呼びかけ	●		1時間～
6		従業員を出勤させなくても支障がないように、予め従業員の多能工化を検討			1週間～
7	従業員の安 否確認方法	安否確認に向け、従業員の連絡先リスト（電話番号、メール、SNS等）を作成する	●	-	1日～
8		安否確認に向け、〇〇の利用方法を従業員に周知する。 ※災害用伝言ダイヤル「171」や、「災害用伝言板」等		-	1日～
9		〇〇等を用いた安否確認システムを導入する。 ※LINE、SNS等		LINE 無料 LINE Works 1ID 200 円/月	1週間～
10		国内感染者が発生した際における出勤前の検温の励行、体調不良を訴える社員の出勤の停止	●		1日～
11		社内に感染者が発生した場合のため、産業医からの助言を踏まえた適切な労働安全衛生管理の取組等について確認	●		1週間～

〇
手引きの
構成

1
申請書

2
制度の概要

3
計画策定

検討
ステップ

記載
方法

対策
事例

4
支援
措置

5
よく
ある
質問

6
問い合わせ
先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

人命の安全確保に向けた取り組みの例 (2/2)

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
12	生産設備の 緊急停止 方法	生産設備の緊急停止手順をあらかじめ確認する	●	-	1週間～
13		従業員に対して停止手順を周知する	●	-	1週間～
14		緊急停止の訓練を実施する		-	1週間～
15		〇〇の緊急停止に関する手順書を作成する ※生産設備、点検設備、検査設備等		-	1ヶ月～
16		二次災害の危険性を生じさせる〇〇等は、災害時の安全を配慮して保管する ※化学物質(アルミ粉末)や有害物質(重金属、硫酸、油等)等		-	1ヶ月～
17	顧客への 対応方法	顧客の避難経路、避難場所を設定する また、自社社員による避難誘導の手順を検討する	●	-	1週間～
18		(小売・サービス業等)放送設備がある場合は、店内放送により顧客を誘導する手順を検討する		-	1日～
19		(小売・サービス業等)トイレ、エレベーター等に閉じ込められた者がいないかを確認する手順を検討する			1日～
20		感染症の国内発生期においては、顧客への感染拡大を防ぐために、従業員へマスクの着用を義務づける。	●		1時間～

0 手続きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-1. 自然災害等が発生した場合における対応手順 - 2~4

災害等の発生直後に向けて、社内の緊急体制の構築や被害状況の把握方法を確立しておくことは、事業継続に向けて非常に重要なポイントとなります。

記載例①（自然災害のみ）

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容	
2	非常時の緊急時体制の構築	代表取締役社長を本部長とした、災害対策本部の立ち上げ	発災後1時間以内	・ 設置基準の策定 ・ 災害対策本部の体制整備等
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況や、生産・出荷活動への影響の有無の確認 当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の市当局、商工団体に報告	発災後12時間以内	・ 被害情報の確認手順の整理 ・ 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等
4	その他の取組	-----	-----	-----



考え方

- ① 「非常時の緊急時体制の構築」、「被害状況の把握と被害情報の共有」、「その他の取組」として、P44以降の推奨項目について対応ができていないか確認してください。未対応の場合は推奨項目を優先的に対応することを推奨します。
- ② 上記①の推奨項目を既に対応済みの方は、P44以降の対策事例を参考に、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。
- ③ 平時の取組を活用することも重要です。
【非常時の緊急時体制の構築】
 - ・ 既存の経営会議（社長、専務、各部門長）に非常時の緊急体制に関する役割を追加することが考えられます。なお、非常時にこれらメンバーに連絡を取れない場合の代替体制も決めておくことも必要です。
【被害状況の把握】
 - ・ 平時から取引先との間で問題が発生際に、社長までの報告体制が社内ルール等で整備されている場合、当該報告体制を活用して災害時の自社工場等の被害状況を把握することも可能です。



注意点

- ✓ 「非常時の緊急体制の構築」、「被害状況の把握」、「被害情報の共有」については必ず記載いただくことが必要となります。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

記載例②（感染症対応を含む）

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
2 非常時の緊急体制の構築	代表取締役社長を本部長とした、対策本部の立ち上げ	発災後1時間以内/国内感染症発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○水災・感染症共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置基準の策定 ・ 対策本部の体制整備等 ○感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者状況が日々刻々と変化に対応する対策の策定・変更等を検討するための体制整備(産業医等の産業保険スタッフの活用を含む)
3 被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況や感染者発生による、生産・出荷活動への影響の有無の確認 当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地元の市当局、商工団体、及び保健所等に報告	発災後12時間以内 社内感染者発生後	<ul style="list-style-type: none"> ○水災・感染症共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の確認手順の整理 ・ 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等 ○感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護を踏まえた感染者発生を報告するための連絡先の整備、取引先等へ報告方法、自社HP掲載の仕方等の確認 ・ 濃厚接触者の特定方法の整理
4 その他の取組	保健所の指示に従い事業所の封鎖、消毒等対応	社内感染者発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から感染症発生を想定し、具体的な対処方針を産業医と相談 ・ 最寄りの保健所の連絡先一覧の作成



考え方

- ① 「非常時の緊急体制の構築」、「被害状況の把握と被害情報の共有」、「その他の取組」として、次頁以降の推奨項目について対応ができているか確認してください。未対応の場合は推奨項目を優先的に対応することを推奨します。
- ② 上記①の推奨項目を既に対応済みの方は、次頁の対策事例を参考に、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。
- ③ 【社内感染者の発症の共有について】
社内において感染者が発生した場合、顧客や取引先、保健所等の関係団体に休業する可能性がある旨の第1報を速やかに共有することが大切です。なお、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意しましょう。



注意点

- ✓ 各初動対応の内容欄に複数の内容を記載する場合、発災後の対応時期も別々に記載します。
- ✓ 自然災害と感染症の両方の事前対策について記載いただく必要はありません。想定した自然災害等に対する必要な対策を記載してください。
- ✓ 「非常時の緊急体制の構築」、「被害状況の把握」、「被害情報の共有」については必ず記載いただくことが必要となります。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

非常時の緊急時体制の構築の例

非常時の緊急時体制の構築に向けた取組例として、具体的な対策例を掲載いたしました。これらを参考に、今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
1	非常時の緊急時体制の構築	(災害)対策本部の要員として、事業所から〇〇km圏内に住む者を予め選定する		-	1時間～
2		災害対策本部の構成要員、班の役割を定める	●	-	1週間～
3		災害対策本部の設置基準を決定する 例えば、 〇〇地区にて1)震度〇以上の地震が発生した場合、2)大規模な水害の危険性が予測され災害対策本部長が必要と認めるとき、3)気象庁より特別警報が出されたときなど	●	-	1時間～
4		災害発生時の参集基準を定める		-	1時間～
5		上位者の不在時に備え、代行して意思決定を行う代行者を定める		-	1時間～
6		災害対策本部を設置した際の社内への周知方法を定める		-	1週間～
7		人事、産業医、保健師を加えた感染症対策本部の設置を定める	●	-	1週間～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

被害状況の把握、被害情報の共有の例

被害状況の把握、被害情報の共有に向けた取組例として、具体的な対策例を掲載いたしました。これらを参考に、今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
1	被害状況の把握	どの事業所の被害状況について、誰がどのような情報を把握し、把握した情報をいつまでに、社内の誰に伝えるのか、あらかじめ取り決める	●		1週間～
2		気象情報・防災情報（避難勧告・指示の発令状況など）を入手するための手段を整理しておく ※主な気象情報・防災情報の獲得ソース ・気象庁 HP（各種気象情報、警報、潮位等） ・国土交通省 HP（ハザードマップポータル、川の防災情報等） ・各自治体の防災ポータルサイト等		-	1時間～
3		警察、消防、各種指定公共機関（電力、ガス、水道など）へ問い合わせるための連絡先リストを作成する		-	1時間～
4		民間気象予報会社などによるアラート配信サービスを利用する		20,000円~/月	1日～
5		災害時にも連絡が可能となるよう、〇〇と〇〇など複数の通信手段を確保する ※＜通信手段の確保の例＞ 複数社の携帯電話、PHS、IP電話、Skype・Line等の音声通話、衛星携帯電話、MCA無線		100,000円~/個（衛星携帯電話）	1週間～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

#	小区分	具体的対策事例	推奨	コスト	必要期間
6	被害情報の共有	社内で取り纏めた情報のうち、顧客及び関係者の誰に対して、どのような情報を、何時間後までに共有するのか、あらかじめ取り決める。		-	1週間～
7		主要な顧客、取引業者の連絡先リストを作成する。	●	-	1週間～
8		顧客及び関係者に対し、被害状況、復旧見通し等の情報の伝達手段として〇〇を定める。 ※HPの更新、SNSの活用等		-	1週間～
9		HPやSNSの更新は複数の担当者が実施できるようにする。		-	1日～
10		社内に感染者及び濃厚接触者が確認された場合、HPやSNS等を活用し、顧客及び取引先等に情報の共有をし、感染症リスクを最小限にとどめる。	●		1週間～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - A～D

各経営資源（ヒト、モノ、カネ、情報）について、A～Dに事前対策における「現在の取組」と、「今後の計画」の取組案を記入してください。

その際、各経営資源（Aヒト、Bモノ、Cカネ、D情報）において、自然災害等の影響がないものについては記載する必要はなく、自社にとって、事業継続上どのような対策を講じることが特に有効であるか、という観点で検討してください。

例えば、自社にとって重要な業務は何か、その業務はどのような自然災害等により停止してしまうか、等を考える事が有効です。

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組>	➔	P48～
		<今後の計画>		

B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	<現在の取組>	➔	P50～
		<今後の計画>		

C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<現在の取組>	➔	P56～
		<今後の計画>		

D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<現在の取組>	➔	P60～
		<今後の計画>		

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - A

災害等発生後も事業を継続するために、ヒト（人員体制の整備等）に関する対策をあらかじめ検討します。

記載例①（自然災害のみ）

A	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none">• 現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <ul style="list-style-type: none">• 事業所から10km圏内に居住する従業員を緊急参集担当に任命する。非常時に従業員が参集できるよう、緊急参集担当には、電動機付自転車を貸与する。• 自然災害時を想定して、従業員の多能工化を進める。この取組は、増産対応が必要な場合にも有効に機能する。• 他地域（〇〇県〇〇市）の自社工場との間で、人員融通のための体制を整備する。また、これらの取組が有効に活用できるよう、平時から複数の工場間の人事交流を行う。
---	-------------------------	---



考え方

- ① 「現在の取組」に現在自社で行っている「ヒト」に関する取組を記載してください。
- ② P35以降で検討した自社の「脆弱性」を確認してください。次頁を参考に自社の脆弱性に対する必要な対応策を検討し、「今後の計画」に記載してください。
- ③ 平時から利用できるものを活用していくことも重要です。
- ④ より質の高い取組を目指す事業者は、以下の観点から追加で対応策を検討してください。
 - 業務を継続するためには、どのようなスキルを持った人材が必要でしょうか。
 - 災害等発生の直後から全従業員の参集が必要でしょうか。
 - 従業員の居住地、交通網の被害想定などを踏まえると、現実的に参集可能なメンバーは何名くらいでしょうか。
 - 平時から有効な対策（従業員の多能工化を進めるなど）も、有効な対策の一つです。



注意点

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。

記載例②（感染症対応を含む）

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組> <ul style="list-style-type: none"> 現在具体的な対策は行っていない。 <今後の計画> ○水災・感染症共通 <ul style="list-style-type: none"> 特定の業務等を担当する従業員が出勤できなくなった時のために、各担当員の業務を平時からマニュアル化する、仕入れ先毎の取引メモ（納品日、在庫等）を作成し、従業員同士で共有する。また、有事に備えてクロストレーニング（訓練）も平時から実施する。 ○感染症 <ul style="list-style-type: none"> 国内で感染症の発生が確認された場合には、予め感染症予防マニュアルを作成しておき、従業員に対するマニュアルに則った手洗い・うがいや咳エチケットの徹底、予防接種等を推奨する等の取組を実施する。 国内で感染症が拡大している場合には、地域の感染状況を見ながら、交代勤務を導入、在宅勤務を可能とする環境整備をするとともに、事務所内においても参加者が一定数を超える会議の延期若しくは中止または、オンラインによる実施の検討をする。加えて、業務開始前に従業員の検温を行い記録する。加えて、濃厚接触アプリの利用を従業員に徹底させる、一定人数以上の会食を避ける様指導する等の取組を実施する。
---	-----------------------------	---



注意点

- ✓ 在宅勤務、交代勤務等に関する記載は必須ではございませんが、可能な限り実施できる対策を検討いただくことが望ましいです。

自然災害等が発生した場合における人員体制の整備の例

事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策例を掲載しました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	出勤しないと実施不可 な業務がある	会社の近隣に居住する従業員の〇〇人を緊急 参集要員として任命する	-	1時間～
2		感染症対策のため、在宅勤務できる環境を整 える	数万円～/月 (クラウド サービス)	1週間～
3	特定の人にしかできな い業務がある	〇〇など、社員の多能工化を進める ※経理業務を複数の担当者が実施できるよう 人事異動・研修を行うなど	-	1ヶ月～
4	多くの人員を必要とす る業務がある	株式会社〇〇（親事業者等）に対し、被災時 に応援要員を派遣してもらうように取り決め をしておく	-	1ヶ月～
5		OB社員に対し、被災時に業務を支援してく もらうように取り決めをしておく	-	1ヶ月～
6	多くの人が集まる定例 会議等がある	予め、会議の延期や中止、オンラインによる 実施の検討をする。	数万円～/月 (クラウド サービス)	1時間～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - B

災害等発生後も事業を継続するために、モノ（設備・機器及び装置の導入）に関する対策をあらかじめ検討します。

記載例①（自然災害のみ）

B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none">・現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <p>当社は、●●の重要な部品を製造しているため早期復旧が取引先などから求められていることから以下の取組を図り、●●の製造の事業継続を図れる体制を構築することを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none">・停電の発生に備えて、無停電電源装置及び自家発電設備を導入する。・水道の停止に備えて、近くを流れる川から水を汲み上げるポンプを備蓄する。・工場及び倉庫の開口部に止水板を設け、床上1mまでの浸水被害を免れるようにする。・揺れによる生産設備の損傷を防ぐため、簿価500万円以上の生産設備の全てに、免震装置及び非常時の緊急停止装置を備える。・他地域の自社工場において代替生産ができるよう、社内の製造設備の金型や作業工程の標準化を進める。これらの取組のため、被災事業所分の生産をカバーするため、〇〇の生産ラインを増強する。・主要取引先である大手B株式会社と連携し、生産設備に被害が及んだ場合は、同社の生産設備を借り、生産を継続する。 <p>【税制優遇の対象となる設備導入を予定している場合】</p> <p>当該設備について、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを記載する。</p> <p>◆記載例</p> <ul style="list-style-type: none">・災害として水害が想定されるため、主要な生産設備を保護するため、〇〇工場入口に止水板を設置する。・災害発生時の停電を想定して、自家発電設備を導入し、事業継続を図る。なお、全てのラインを稼働させることは困難であるため、平時の2割のラインを稼働させるに必要な電源を3日間確保するための自家発電設備を導入する。 <p>【日本政策金融公庫の融資を利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・融資を受けて、具体的にどのような設備、機器を導入するか記載すること。後述の「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にも必ずこれらの取組について概要（導入する設備・機器）を記載すること。
---	-------------------------	---



考え方

- ① 「現在の取組」に現在自社で行っている「モノ」に関する取組を記載してください。
- ② P32で検討した自社の「脆弱性」を確認してください。次頁以降を参考に自社の脆弱性に対する必要な対応策を検討し、「今後の計画」に記載してください。

3. (2) 単独型計画策定のポイント



考え方（前ページの続き）

- ③ 平時から利用できるものを活用していくことも重要です。
- ④ より質の高い取組を目指す事業者は、以下の観点から追加で対応策を検討し、記載してください。
 - ・ 事業の継続に必ず必要なモノは何でしょうか。
 - ・ 上記で考えたモノに対して、地震（揺れへの対策）や水害（設備の設置場所など）への備えは十分でしょうか。
 - ・ 建物の損傷、電気・ガスといった社会インフラの停止に備えた対策も行っていきますでしょうか。
 - ・ 設備、建物だけでなく、原材料の保管場所に対する災害対策も行っていきますでしょうか。



注意点

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。
- ✓ 事業継続力の強化に向けて、設備を導入する場合は、税制優遇が受けられます。（詳細はP69,70,82,83を参照ください）
- ✓ 税制優遇の対象となる設備の一覧は、P70の表に記載されている通りですが、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び、内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。
- ✓ 税制優遇を受ける場合は、本項目（3（2）B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入）に、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、また、「3(3)事業継続力強化設備等の種類」に設備の名称や所在地等を、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途や資金調達方法を記載する必要があります（P69,77参照）。
- ✓ 日本政策金融公庫の低利融資等の金融支援を受ける場合は、本項目（3（2）B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入）に、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、また、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に使用・用途や資金調達方法等を記載する必要があります（P77参照）。

参照：金融支援 P80

税制優遇 P82

3(3)事業継続力強化設備等の種類 P70

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 P77

3. (2) 単独型計画策定のポイント

記載例②（感染症対応を含む）

B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none">・現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">・停電に備えて自家発電設備を導入する。・自家発電設備や事務所内にあるサーバー等重要設備を、想定浸水域（20cm～50cm）上回る場所に移設する。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">・国内で感染症の発生が確認された場合には、マスクや消毒液等の衛生用品の品薄状態や、行政からの外出自粛要請等が予想されるため、平時から衛生用品を備蓄しておくことに加えて、在宅勤務の実施に向けたテレワークシステムを導入する。・国内で感染が拡大している場合には、マスクの着用を義務づける、事務所内の従業員間の適正距離を保つ及び、従業員の移動（動線）を見越して接触の無い様にするため、机の配置を見直す、机間にパーティションを設置する、オフィス内換気設備を設置する、共有する物品（テーブル等）の定期的な消毒の実施等の感染症対策を実施する。 <p>【税制優遇の対象となる設備導入を予定している場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該設備について、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを記載する。 <p>【日本政策金融公庫の融資を利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・融資を受けて、具体的にどのような設備、機器を導入するか記載すること。後述の「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にも必ずこれらの取組について概要（導入する設備・機器）を記載すること。
---	-------------------------	---



考え方（前ページの続き）

- ① 自然災害と感染症を併記する場合は、それぞれに対して必要なものについて記載してください。
- ② 特に、感染症流行期においてはマスクや消毒液などの衛生用品が品不足になることが予想されますので、平時からの備蓄を意識しておくことが重要です。



注意点

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。
- ✓ 事業継続力の強化に向けて、設備を導入する場合は、税制優遇が受けられます。（詳細はP69,70,82,83を参照ください）
- ✓ 税制優遇の対象となる設備の一覧は、P70の表に記載されている通りですが、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び、内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。
- ✓ 税制優遇を受ける場合は、本項目（3（2）B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入）に、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、また、「3(3)事業継続力強化設備等の種類」に設備の名称や所在地等を、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途や資金調達方法を記載する必要があります（P69,77参照）。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入の例

ここでは事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	インフラ代替手段が未整備である	〇〇川からの採水に向け、ポンプを備蓄する	15,000円 ~/個	1週間～
2		〇〇にある井戸を利用可能な状態で維持する	125,000 円～ (ポンプ 交換費 用)	1ヶ月～
3		停電に備え、〇〇を設置する ※災害対策本部に必要な照明設備、充電用モバイルバッテリー、事業継続に必要な蓄電器・発電機など	数十万円/ 個～ (発電機)	1週間～
4		ITが利用できない場合に備え、代替手段として〇〇を実施する ※手書き伝票での対応など	-	1週間～
5	耐震対策が十分でない設備がある	〇〇の固定状況、耐震対策の状況を確認し、必要に応じて固定または免震装置を導入する ※棚、什器、机、パソコン、モニターなど	1,000円 ~/個 (固定器 具)	1週間～
6		〇〇の耐震性能を診断する。耐震性能が不足している建物は耐震補強工事を実施する ※本社ビル、工場など	数十万円 ～ (耐震補 強工事費 用)	3ヵ月～
7		〇〇にあるガラスに飛散防止策を実施する	2,000円 ~/シート	1週間～
8		〇〇に、落下対策を実施する ※照明、つり天井など	1,000円 ~/ワイ ヤー	1週間～
9	高所から重量物が落下する可能性がある	重量のある〇〇は棚の下部で保管し、高所で保管しない	-	1日～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
10	二次災害の可能性のある設備がある	二次災害の危険性がある〇〇に自動停止機能を設置する ※ボイラーや火気設備など	数十万円 ～	3ヵ月～
11		出火する可能性のある電気設備等があるため、当該設備に感震ブレーカーを設置する	3,000円 ～/個	1日～
12	浸水対策が十分でない建物がある	敷地外周に〇〇などを設置し、敷地内に水が流入しないようにする ※コンクリート塀など	50,000円 ～ (3㎡のブック塀)	3ヵ月～
13		〇〇を定期的に掃除する ※排水溝など	-	1日～
14		〇〇などの開口部に防水板を設置する ※建物出入口、通気口など	10,000円 ～/枚	3ヵ月～
15		重要設備（受変電等）や在庫品に〇〇などの防水措置を実施する ※周囲に防水堤を設け周りを囲う、架台を高く作り上方へ持ち上げる	数十万円 ～	3ヵ月～
16		設備ピット下部に釜場を作り、排水ポンプを設置する	100,000円 ～/個	3ヵ月～
17		排水溝・排水管の径を拡大する	数十万円 ～	3ヵ月～
18		雨漏り箇所を確認し、〇〇などの対策を実施する ※防水材の導入、業者への修理依頼など	3,000円 ～/シート (防水シート)	1週間～
19		物品の保管場所が浸水対策の面で不適切である	棚にある〇〇を高い位置に上げておく ※貴重品や重要書類、電化製品など	-
20	敷地内の周囲より窪んでいる箇所に商品などを保管・仮置きしない		-	1日～

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
21	自社設備が使用不可になった場合に業務継続が不可になる	遠隔地の同業者である株式会社〇〇と、災害時の相互応援協定（例えば同業者にて代替生産を行うことや、復旧に向けた支援を行う）を締結する	-	3カ月～
22		株式会社〇〇にて代替生産を行うため、〇〇を実施する ※手順書の整備、設備の共有、訓練など	-	3カ月～
23		建物・設備が利用できない状況に備え、XX工場で代替生産ができるように〇〇を実施す。 ※設備の改修、作業工程や金型の標準化など	-	3カ月～
24	特定の取引先が被災した場合、自社の業務継続が困難になる	重要な業務に関する取引先に対しては、〇〇を要請する ※事前対策の策定、防災対策の充実など	-	3カ月～
25	事業に必要な資源の調達先を把握していない	事業に必要な資源（設備、資材、燃料）の調達先リストを作成する	-	1週間～
26	備蓄品が未整備である	災害発生直後から活動する従業員数（対策本部要員）を基に、備蓄しなければならない物資・量を検討、準備する ※仮設・簡易トイレ、浄水器、飲料水、食料、毛布、保温シート、カセットコンロ・ボンベ、ラジオ、TV、救急セット、マスク、消毒液等の衛生用品	携帯トイレ 500円~/個 ポータブル水洗トイレ 30,000円~/個	1週間～
27	感染症拡大期に対する事業所等の環境が未整備である	マスクや消毒製品等の衛生用品を備蓄しておく	マスク 2,000円/50個	1時間～
28		換気設備や、パーティションを設置する	パーティション 1,000円/個～	1週間～
29		事務所や、店舗の従業員間及びお客の適切な距離が保たれるように机の配置を見直す。	-	1日～
30	感染症収束時の事業再開のための対策及び計画の策定が遅れている	迅速な復旧・再開を妨げる課題を洗い出す	-	1か月
31		ビジネスモデルの転換、今後の環境に合わせた設備の導入等の見直しを行う	-	3か月

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - C

災害等発生時には、資金調達が困難となる可能性もあります。平時から、災害等発生時の資金調達方法を検討しておくことが重要です。

記載例①（自然災害のみ）

C	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none">• 現在、火災保険に加入している。火災保険の対象範囲は、建物、生産設備及び在庫等となっている。• 現状、火災保険の対象外となっている水害や地震が発生した場合は補償の対象とならないことに加え、これら被害により休業等が発生した場合における休業補償も契約していないため、復旧費用や運転資金などの資金調達が困難となることが想定される。 <p><今後の計画></p> <ul style="list-style-type: none">• 現在加入している火災保険について、水災補償特約を加えるほか、火災も含めて休業補償も追加して契約する。加えて、地震時の建物補償として地震共済に加入する。• 地震が発生した際に緊急融資が受けられるよう、地元の金融機関（銀行・信金・信組等）の担当者及び商工会の経営指導員と日々コミュニケーションを取る。
---	------------------------	--



考え方

- ① 災害等発生時には、A) 早期復旧ができない場合、事業再開までの運転資金の確保、B) 建物・設備が被災した場合、修繕・新築・新設に必要な設備資金が必要となります。
- ② 自社の現在の1) 資金状況、2) 保険・共済の活用状況、3) 金融機関との協議状況などを考慮しながら、今後、取り組むべき対応策を検討してみましょ。事業活動を継続するための資金の調達手段の確保例はP58記載しています。
- ③ 資金の確保手段を検討する際は、以下の点も合わせて検討することが考えられます。
 - ハザードマップ等を通じ、自社にどれぐらいの被害が想定されそうでしょうか。
 - 運転資金の確保、復旧費用など、どの程度の資金が必要になりそうでしょうか。
 - 保険の対象範囲をしっかりと把握していますでしょうか。
 - 災害等発生時に資金の不足が見込まれる場合、誰に相談しますでしょうか。



注意

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。

参照：金融支援 P80
税制優遇 P82

5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 P77

3. (2) 単独型計画策定のポイント

記載例②（感染症対応を含む）

C 事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現在、取引銀行等との自然災害等発生時における資金繰り体制の相談など、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">・ 既加入の火災保険を見直し、水災補償特約に加入するとともに、製品在庫を補償対象に追加する。・ コミットメントラインの設定を取引のある金融機関と締結しておく。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国内で感染症が発生していない平時の段階において、感染症による休業補償を得られる企業総合保険やビジネス総合保険等の加入を検討する。・ 国内で感染が拡大している場合には、光熱費の減免措置や、給付金等の公的支援策についての情報を調べ、要件を満たしている場合には、直ちに申請できるように平時より経営データを整備しておく。また、金融機関に対する既存債務の返済猶予・条件変更や、新たな運転資金の相談をする。・ 感染症が流行し、公的支援策等の適用が公表された際には、よろず支援拠点や商工団体への使用可能な公的支援策の活用相談、公的支援策（各種給付金、助成金、セーフティネット保証制度等）の活用準備を行う。
---------------------------------	--



考え方

感染症拡大期には、外出自粛などにより、事業活動の抑制を余儀なくされる場合があり、国では事業継続を支援するために大きくわけて4つの観点から支援策を準備しています。こういった支援策を調べ、活用することも非常に有効です。

①資金の確保

事業活動の抑制に伴うキャッシュフローの悪化に備え、資金を確保する必要があります。このため、返済の必要のない給付金や補助金等を中心に積極的に活用しましょう。
例) 各種給付金 等

②支払の抑制

収入源を確保するとともに、緊急時に無駄な支出を抑制することも必要です。特に恒常的に発生する家賃や光熱費等の固定費負担を軽減することも大切です。また、既往債務がある場合は、返済の猶予や条件変更等を金融機関と相談することも有効です。
例) 各種光熱費等の減免措置 等

③従業員の雇用維持

事業を一定期間休止せざるを得ない場合であっても、事業再開に備え、従業員の雇用を維持することが大切です。その間の給与等の支払いを助成する国の制度があります。また、従業員が個人として活用可能な家計維持・生活支援のための給付金もありますので、社内共有することも有効です。
例) 各種助成金 等

④設備投資・販路開拓等による売上の維持

取引先とのネットワークや自社HP、SNS等を活用して、事業継続や再開の情報をこまめに発信することも重要です。情報発信によって支援が得られることや新たな顧客を獲得することもあります（飲食店によるテイクアウトや通信販売開始のお知らせ等）。そういった情報発信や生産性向上を目的とした設備を投資する場合、補助金制度を活用することも有効です。
例) 各種補助金等

尚、上記の様な支援策を活用するためには、**売上に関するデータ等の経営状況を示す書類の提出を求められるケースが多くあります。**平時から、経営状況等に関する重要な書類等については整理しておくことが大切です。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

事業活動を継続するための資金の調達手段の確保例

ここでは事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策例を掲載いたしました。どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	資金面の想定被害を把握していない	ハザードマップや、過去の感染症などを基に、 ①自社の建物や設備にどの程度の被害額（復旧に必要な金額）が生じるか ②代替生産のための費用、休業中の従業員への給与、買掛金の支払い等 どの程度の資金が必要かを想定する	-	1ヶ月～
2	現預金や保険の加入状況を把握していない	現預金や保険の加入状況（対象災害の種類、対象設備、補償金額など）を確認する。想定される被害金額から不足する場合は、保険会社、金融機関、商工会議所等に相談の上、追加策を検討する	-	1ヶ月～
3	建物や設備損壊等への補償が不十分である	建物や設備損壊等への補償が不十分と想定した場合、地震保険や地震共済への加入を検討する	保険内容により異なる	1ヶ月～
4	災害直後の運転資金に対する補償が不十分である	災害直後の運転資金に備え、休業中の利益を補填する保険（損失利益補填保険）※1や、融資枠の確保（災害対応型コミットメントライン）※2を行う ※1：災害に起因する事業停止等による喪失利益を補償する保険 ※2：災害発生等を条件に、あらかじめ定めた極度額や金利条件等での借り入れが可能な融資制度	内容により異なる	1ヶ月～
5	融資について、災害時の免除特約等の条項を考慮していない	新規の融資に際しては、災害時元本免除特約付融資での借り入れを検討する ※災害時元本免除特約付融資：あらかじめ定めた基準に抵触する災害発生時に、元本の全部または一部が免除される特約付融資	内容により異なる	1ヶ月～
6	事業停止に備えた、共済などへの加入を実施していない	事業停止に備えて、小規模企業共済に加入する 小規模企業共済：小規模企業対象の積立型共済。災害以外にも傷病時や貸倒時等に低金利での貸し付けを利用可能	内容により異なる	1ヶ月～
7	資金の積み立て未実施により、災害時に使える現金がない	〇〇により計画的な資金の積み立てを行い、災害時の際の現預金に厚みを持たせる ※定期預金、積立型預金、株や債券への長期分散投資	内容により異なる	1ヶ月～
8	外出自粛要請に伴い売上が困窮する恐れ	危機時を見越した資金の確保について、商工団体や金融機関、保証協会等とコミュニケーションをとる。	-	1週間～
9		国や行政において、どのような支援策があるのか、活用するための準備をしておく。 ・給付金、助成金、固定費の減免など	-	1時間～
10	事業転換により生き残りを図りたいが資金がない	ビジネスモデル転換に向けた資金調達 業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）事業等の活用準備	-	1ヶ月～
11	公的支援策がわからない。	よろず支援拠点や商工団体への使用可能な公的支援策の相談。	-	1ヶ月～

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

コラム 保険の活用について

感染症は、収束時期が予測しづらいことから、長期的な視点でリスクファイナンス対策として保険に加入しておくことが重要です。いくつか保険（例）を紹介します。

◆従業員（個人）への主な補償

生命保険・・・感染症による入院・通院の費用や死亡時の補償を受けることができます。

傷害保険・・・①加入時に特定感染症危険補償特約を付加することで、入院・通院の費用や後遺障害が発生した場合や葬祭費用が補償されます。

②海外出張の際に、海外旅行傷害保険に加入することで、帰国後、保険期間終了後30日以内に治療を開始すれば、治療や死亡時の補償を受けることができます。

所得補償保険・・・病気や怪我等により一定期間働けなくなった時に保険金を受け取ることができます。

◆感染症による事業所の費用の補償

①保険会社によって異なりますが、企業総合保険では、2021年1月1日開始の契約から、店舗や工場の施設から新型コロナウイルス感染症が発生し、営業休止または阻害されたことによる休業損失に対して、1事故あたり保険のお支払い期間を14日間を限度して500万円を上限に保険金を受け取れます。

②商工会議所、商工会、中小企業団体中央会のビジネス総合保険の所定のプランに加入することで、施設が新型コロナウイルス感染症に汚染（疑いを含む）され、保健所その他の行政機関により施設の消毒等の指示命令が行われたことによって要する消毒等の費用及びその処置によって営業が休止したために生じた損失に対して、保険金を受けとることができます。

※保険に関する記載は、現時点（令和3年1月現在）の情報です。保険会社によっては本プランを提供していない場合があるほか、補償対象・支払い限度額・内容等が異なる場合があります。詳しくは保険代理店または保険会社に確認してください。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-2. 事業継続力強化に資する対策及び取組 - D

災害等発生後も事業を継続するために、情報（重要情報の保護等）に関する対策をあらかじめ検討します。

記載例①（自然災害のみ）

D	事業活動を継続するための重要情報の保護	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <ul style="list-style-type: none">・ 顧客名簿や帳簿について、電子化し、クラウド上のサーバーに保管する。・ 事業所内の設備を記録するため、毎月1日に事業所内の写真を撮る。
---	---------------------	---

考え方

- ① 「現在の取組」に現在自社で行っている「情報」に関する取り組みを記載してください。
- ② P34で検討した自社の「脆弱性」を確認してください。次頁以降を参考に自社の脆弱性に対する必要な対応策を検討し、「今後の計画」に記載してください。
- ③ 平時から利用できるものを活用していくことも重要です。
- ④ 余裕のある事業者の方は、以下の観点から追加で対応策を検討し、記載してください。
 - ・ 社内の重要情報は何かありますか？
 - ・ 重要情報は、どこにどのような形態（紙、サーバー、個人PCなど）で保管されていますか？
 - ・ データのバックアップ、バックアップ媒体の遠隔地保管など、災害時にも情報が消失しない、または利用を継続するための対策を行っていますか？
 - ・ サーバーに対する免震装置の導入は、税制優遇の対象です。詳細はP58を参照ください。

注意点

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

記載例②（感染症対応を含む）

D	事業活動を継続するための重要情報の保護	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客名簿等重要書類をクラウド上のサーバーに保存する。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内で感染症の発生が確認された場合には、国のHPの最新情報を随時確認し、従業員が使用するパソコンのセキュリティ状況をチェックし、必要に応じてセキュリティ対策を講じるなど、在宅勤務が実施できる環境を整備しておく。
---	---------------------	---

考え方

- ① 災害、感染症ともに、被災に伴って国や自治体の助成制度を利用する場合には、売上高などの経営に関するデータが必要な場合があります。予め、経営に関するデータなどの重要情報については、整理するとともにバックアップを図っておくことが大切です。

事業活動を継続するための重要情報の保護例

ここでは事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策例を掲載いたしました。どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	情報設備の設置場所が浸水対策の面で不適切である	（事業所が川、海岸沿い、低地など、水害の危険性が高い場合） 水害に備え、〇〇を2F以上に設置する ※電源装置、配電盤、各種電子機器、サーバーーム、金庫、重要書類など	-	1ヵ月～
2	データのバックアップを実施していない	データのバックアップを〇〇の頻度で取得する ※毎年、毎月、毎日など	数万円～/月 （クラウドサービス）	1週間～
3	バックアップデータを近隣の施設で保管している	バックアップデータについて、〇〇などにより、同時に被災しないような仕組みを構築する ※遠隔地への保管、クラウドサービスの利用など	数万円～/月 （クラウドサービス）	1週間～
4	リモート業務環境が未整備である	クラウド環境を利用し、通常時とは異なる拠点からのシステム利用を可能とする。	数万円～/月 （クラウドサービス）	1週間～
5	災害対策に関わる情報を人的ネットワーク構築の未実施により取得できていない	〇〇の定例会に参加し、災害対策の情報交換と、緊急時に備えた相互支援のための人的ネットワークの構築を実施する ※同業者組合、業界団体など	-	3ヵ月～
6	リモートワークの実施に必要なセキュリティ体制が未整備である	リモートワークの実施に必要な規程やルールを定める。リモートワーク下における情報セキュリティ対策を実施する。	-	1週間～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために (1/6)

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

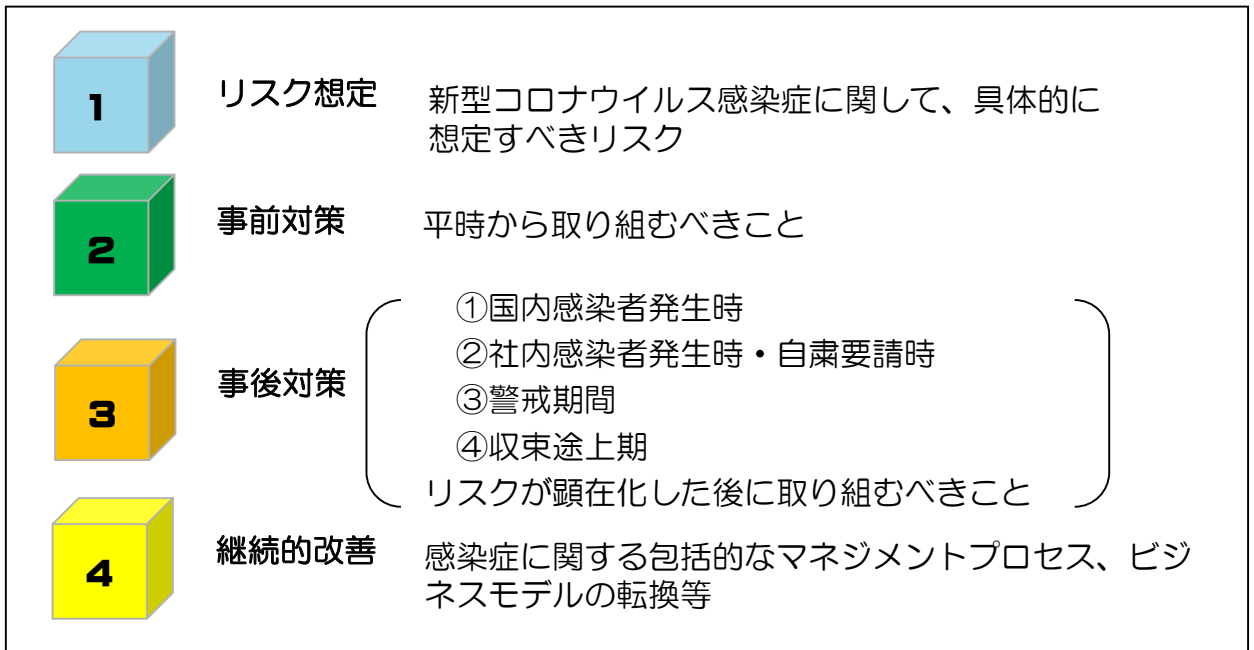
4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

【リスクの発生段階ごとの具体的な対応】

感染症への対応方法は、自然災害への対応方法と大枠の手順、流れは変わりません。具体的には、まず感染症に係るリスクを想定し、リスクの発生段階に応じた対応策を検討し、適切な更新等マネジメントを継続的に行うことで取組を発展・進化させていきます。以下に各段階における対応手順を示します。



1 リスク想定

リスク想定を行うにあたり、考慮すべきことは以下のとおりです。

(1) 自然災害とは異なり、人と人の接触がリスクとなること。

(2) 新型ウイルスの感染拡大局面においては、公衆衛生維持の観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法などの法令に基づいて国と自治体から自粛要請が行われ、事業活動の制約が生じうること。

(3) 復興局面への移行は、国や自治体による判断に依存せざるを得ないこと。

※このため、「社会機能維持事業」以外の業務は、国と自治体の自粛要請により一定期間、事業活動に制約を受ける可能性があります。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために (2/6)



事前対策・・・平時（世界中で感染者が一人も確認されていない段階）

感染症対策においては、従業員への予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りなど、平時から産業医の助言を踏まえながら適切な労働安全衛生管理に取り組むことが大切です。会社は、労働安全衛生管理体制に感染症対策も位置づけたうえで、安全配慮義務や善管注意義務を遵守して対策を進めていく必要があります。また、感染拡大時には、マスク、消毒液等の衛生品が品薄になることから、平時から備蓄しておくことが有効です。産業医のいる企業は、その助言を踏まえながら取り組みましょう。

営業停止時に備え、日頃から金融機関と十分な意思疎通を図っておくことや、業務の連携先を探すことも有効です。

【事前対策の取組例】

	ヒト	モノ	カネ	情報
平時	<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防マニュアルの作成・実行（感染症発生時の日常生活で注意すべき事項、従業員に対する予防接種の推奨、手洗い、咳エチケットの徹底、こまめな換気、共有スペースの定期的な消毒等） 従業員や同居する家族が感染した場合、学校閉鎖や介護サービスが停止になった場合のマニュアルの作成（自宅待機の従業員との連絡方法、欠員をサポートする社内体制等） 産業医がいる企業は、その助言を踏まえた適切な労働安全衛生管理の取組及び、感染症の基礎知識に関する社内講習会等の開催 感染時に備えた従業員の多能工化を図る取組 	<ul style="list-style-type: none"> 社内に感染者が発生した際に優先する業務や、製造・販売を続ける商品の検討 マスクや消毒液等の一定量の備蓄 オフィス内換気設備の設置 代替拠点・他者代替生産の環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 危機時を見越した資金の確保 感染症に対応した保険への加入 国、自治体等による公的支援策の確認 金融機関と日常的にコミュニケーションを図ることや、保証協会との予約保証の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 経営管理書類の整備 厚生労働省HPやSNS等を活用した感染症情報の収集と従業員への共有 IT/テレワーク環境を整備するための情報収集

3. (2) 単独型計画策定のポイント

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために (3/6)



事後対策・・・①国内で感染者発生～②社内で感染者発生・自粛要請
(感染者が発生し、感染拡大が進行している段階)

国内感染が発生した場合は、従業員の健康管理を優先し、感染が疑われる場合は自宅待機の処置をとります。出勤せざるを得ない従業員への危険手当の支給や、労災認定適用の有無について、事前に就業規則等で扱いを定めておく必要があります。

感染状況を確認しつつ、出勤と在宅勤務を併用することや、営業自粛を行わざるを得なくなった場合は、一定期間の休業を実施し、計画的な雇用調整を行うことも必要となります。

また、需要の減少を見極めつつ、ビジネスモデルを暫定的に修正（飲食店におけるテイクアウト、通販への切り替え等）したり、十分な感染症対策を講じた上で、部分的に事業を再開することも大切となります。

【事後対策①②の取組例】

	ヒト	モノ	カネ	情報
①国内で感染者発生	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の健康管理の徹底（出勤時の検温、症状が見られる場合は自宅待機等） 勤務形態、業務の見直し（時差出勤、テレワーク、交代出勤の実施。出張の抑制、リモート上での会議及び顧客訪問の実施） 	<ul style="list-style-type: none"> マスクの支給、社内消毒、換気の強化 テレワーク機材導入 需要減少に対応するビジネスモデルの修正 転換の実施（飲食：テイクアウト、デリバリー、通販等） 	<ul style="list-style-type: none"> 当面の資金繰りの精査 よろず支援拠点や商工団体への使用可能な支援策の相談 公的金融機関（危機対応融資等）の活用 金融機関に対する既存債務の猶予・条件変更や、新たな運転資金の相談 公的支援策（各種給付金、助成金等）の申請 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務者との定期連絡と情報共有 テレワーク時の情報漏洩に関する注意喚起
②社内感染者発生時・自粛要請時	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策本部の設置（人事、産業医、保健師も加える） 休業の検討・実施（期間、休業中の体制等） ハローワークへの相談（雇用調整の検討・実施（対象者、休業手当支給、期間等）） 		<ul style="list-style-type: none"> 当座の運転資金確保 公的助成金、自粛協力金、公共料金減免等の申請 雇用調整助成金の申請 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客や取引先に対する休業の連絡 （休業中）定期的にHP、SNS等による近況発信

3. (2) 単独型計画策定のポイント

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために (4/6)



事後対策・・・③感染ピーク～④収束に目処 (感染がピークを超え、一進一退から第1波の収束に目処がたった段階)

感染拡大の勢いが衰え、事態の収束が見込まれる段階になれば、事業の本格的な再開に向けた準備を開始します。

その際、地域の感染状況や感染症によって変化した顧客の生活様式等を十分に踏まえるとともに、第2、第3波の到来の可能性など、将来を見据えた対応を行うことが重要になります。変化した顧客の生活様式等に沿って、自社のこれまでのビジネスモデルを思いきって転換することで競争上優位になる場合もあります。

【事後対策③④の取組例】

	ヒト	モノ	カネ	情報
③警戒期間 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員 の同時感染を回避する交代勤務（従業員をグループ分けし、出勤曜日・時間を分散、出勤・在宅勤務のローテーション） 出勤時の「3密」回避 社内規定の一時的・恒常的緩和 感染の収束状況や需要に応じた事業活動の段階的な再開（要員の確保等） 業務効率向上と両立出来る新たな業務形態の確立（時差出勤、テレワークの継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別感染予防ガイドラインに沿った対応（アクリル板設置による飛沫防止対策、空間確保のためのレイアウト変更等） ビジネスモデルの復旧または改善（業務効率化やアライアンスの拡大） 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止投資に係る公的補助金等の申請 ビジネスモデル転換に向けた資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> 顧客や取引先に対するHPやSNS等を活用した事業再開、感染防止策情報の発信
④収束途上期	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価手法の改革 人材教育計画の変更 業務プロセスの改革 ワークフローの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスモデルの転換（新たな生活様式に対する需要への対応） 	<ul style="list-style-type: none"> 公的振興策の活用 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 <p>※DXについては、コラムを参照</p>

3. (2) 単独型計画策定のポイント

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために (5/6) 経営的改善を通じた「ビジネスモデルの転換」

4

継続的改善・・・感染症対策に関する包括的なマネジメントプロセス、 ビジネスモデルの転換等

継続的改善では、全社における継続的改善のルール化や体制の整備等を行います。その際、感染症に対応した経験を振り返り、産業医がいる企業では産業医等から意見を聞き、社内体制や行動ルールの見直しを行うとともに、ビジネスモデルの転換等を含め、自社のビジネスをより強靱なものにする取組を行うことが大切です。具体的には、感染症に対する段階毎の対応を見直し、改善していく「マネジメントプロセス（組織のデジタル化、働き方改革等）」と、現行事業を根本から見直し、新たな地域社会等に適応したものにする「ビジネスモデルの転換」を検討することが必要になります。

また、経営管理資料や公的な経営支援情報入手ルートをリスク収束後に見直し、最新で適切なものに更新しておくことも大切です。

なお、感染症も含め大規模災害が収束した後は、M&Aや事業承継が加速される傾向にあることから、今後の事業戦略や構想を検討し、M&Aや事業承継の実施を決断することも考えられます。

【継続的改善の取組例】

	ヒト	モノ	カネ	情報
継続的改善	<ul style="list-style-type: none">感染症対応経験の振り返り感染症に関する行動ルールの見直し感染症対応訓練の実施と振り返り	<ul style="list-style-type: none">迅速な対応を妨げる設備や仕組みの洗い出し今後の環境に合わせたビジネスモデルの転換	<ul style="list-style-type: none">財務体質の見直し保険内容の見直し	<ul style="list-style-type: none">感染症対策実施における情報システムのリソースの抽出と対策実施

3. (2) 単独型計画策定のポイント

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために (6/6)

【在宅勤務（テレワーク）について】

在宅勤務等を含めた遠隔操作による業務を実施するためには、ワークフロー（定型的な業務活動）の見直しを踏まえ、パソコン、通信機器等の物理的な環境整備を行う必要がありますが、以下に記載する商慣行やセキュリティ、評価等に関する課題も併せて解決する必要があります。

【テレワークの実施に必要な環境整備】

- 就業規則や、勤務形態の見直し
- 印鑑や紙による決裁方法の見直し
- 個人パソコンのセキュリティ対応、既存のセキュリティ基準の見直し
- 在宅勤務者に対する適正な業務配分や、成果的評価の実施
- 従業員とのコミュニケーションロス、従業員の孤立、ストレスへの対応
- 営業ツールとして用いる際の外部（顧客等）とのツールの摺り合わせ、事前のアカウント（ID）交換によるセキュリティ確保
- 通信回線の通信容量等の確認（VPNの接続数など） 等

【デジタルトランスフォーメーション（DX）について】

新型コロナウイルス感染症の拡大等、社会情勢の変化等を契機に、デジタル社会への社会的変革が求められています。ビジネス環境が日々刻々と激しく変化する中、データとデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズの変化等を把握して、業務の見直しに反映させる試みがDXデジタルトランスフォーメーション（DX）です。見直す範囲は、提供する製品やサービスにとどまらず、場合によってはビジネスモデル自体を大きく変えることもあります。

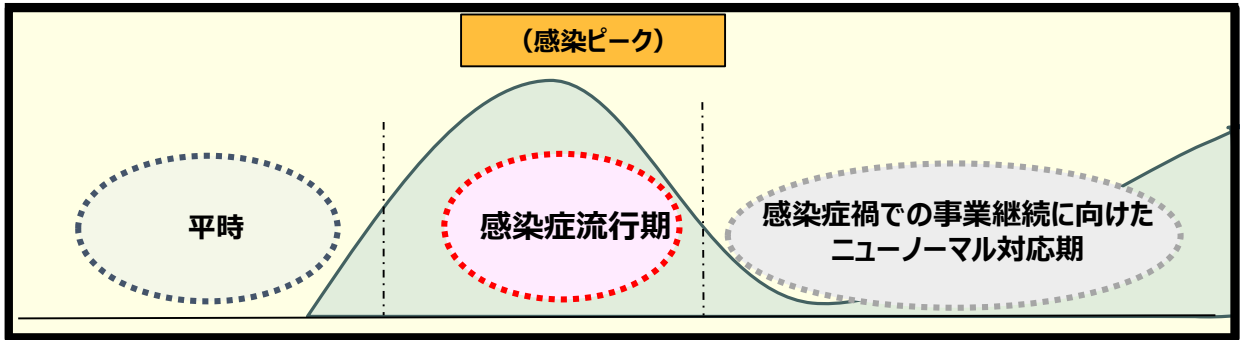
今回の新型コロナウイルス感染症対応では、多くの事業者が在宅勤務等の導入や、顧客へのサービス提供を非接触型に変更するなどの対応を行いました。在宅勤務の導入や非接触型業務への転換により、移動時間や人手の削減、大幅なコストの低減をもたらしました。こうした経験を、今後のビジネスモデルの転換や効率化に繋げていくことが大切です。

- 飲食店 → アプリと連携した配達やテイクアウトでの弁当販売
- 学習塾 → オンライン講義・指導
- 営業 → 訪問営業に代わるオンライン商談

3. (2) 単独型計画策定のポイント

コラム ニューノーマル対応を踏まえた事業活動について

感染拡大期には、とりわけ多くの人との接触が多いサービス業において、感染を防止するための対応を強く求められます。例として、観光業、飲食業、製造業の感染症流行下での対応例を以下に示します。



	業種別ガイドラインに基づく感染防止対応例	ニューノーマル対応の事例
観光業	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊客が共有する物品やドアノブ等の接触頻度の高い場所の特定、消毒の徹底。 ・宿泊客がチェックインする際の検温 ・ロビーの密集を避ける。各部屋でのチェックイン・アウト。 ・口に触れるもの（コップ、箸等）は使い捨てに。 ・館内説明は、文書や動画で。 ・食事の座席レイアウトの変更（横並び） ・バス送迎時の人数制限。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ITを活用した新しい旅行（グループツアー時：イヤホンガイド、個人旅行時：スマホアプリと連動したオーディオガイド）。 ・オンラインチェックイン、キャッシュレス決済、領収書発行時のペーパーレス化。 ・有名観光地から地方への分散。等
飲食業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温と記録。マスク、手洗い、手指消毒の徹底。体調不良時は自宅待機。 ・テーブル、ドアノブ、スイッチ、便座、階段の手すり等の拭き取り清掃。 ・座席間隔の確保、アクリル板設置等による飛沫対策。 ・割り箸など、使い捨てが可能なものへの代替。 ・従業員の通勤時には、公共交通機関を利用しない方法の積極的な活用を推奨する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テラス席等屋外利用の拡大。 ・テイクアウト、デリバリー、モバイルオーダー方式等の非接触型営業形態の導入。 ・SNS等による積極的な情報発信（感染対策情報、サブスク情報等） ・キャッシュレス決済 等
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の自転車・自家用車等による通勤の推奨。 ・休憩・共有スペースや生産設備等のパネル、レバー等の定期消毒。 ・工具の占有化。 ・安全衛生管理者や保健所との連携体制の確立。 ・取引先に対する感染防止対策の促し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産ラインのロボット化の推進。 ・匠の技のソフトウェア化。 ・スカイプ等を活用した営業活動。 ・事務職の在宅勤務の拡大。 ・図面、書籍を電子化し全社での共有。等

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、国民の生活様式や企業行動に大きな変化をもたらしました。こうした困難な環境下において、**力強く事業を継続していくためには、ニューノーマル（新しい常識・状態）対応が必要となるケースがあります。**この際、最も重要なことは、自社の「基本理念」をしっかりと持ち、従業員と共有することです。どのような局面であっても、「基本理念」を軸に環境に適応し、変化できる能力（ピボット力）を獲得することが事業者としての重要な目標となります。

0 手引きの構成
1 申請書
2 制度の概要
3 計画策定
4 検討ステップ
5 記載方法
6 対策事例
7 支援措置
8 よくある質問
9 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-(3). 事業継続力強化設備等の種類

税制優遇を受けるため、導入する設備等の詳細を記入します。
※税制優遇を活用しない場合は記載不要です。
記載例①②（自然災害・感染症共通）

	(2)の項目	取得年月	設備等の名称/型式	所在地
1	B	R3.9	排水ポンプ/METI01	●●県/××市〇〇—〇—〇
2	B	R3.10	架台(既に取得等をした自家発電設備(機械装置)用)/METI02	●●県/××市〇〇—〇—〇
3	B	R3.11	サーモグラフィ装置/METI03	●●県/××市〇〇—〇—〇

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1	機械装置	2,000	1	2,000
2	機械装置	1,000	1	1,000
3	器具備品	600	2	1,200

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	✓



考え方

- ① 事業継続力強化設備等について租税特別措置の適用を受けようとする場合には、計画に基づき導入を予定している事業継続力強化設備等について必要事項を記入してください。
- ② 「(2)の項目」欄には、「3-(2)事業継続力強化に資する対策及び取組」のA~Dのどの項目に対応するものなのかを記載します。
- ③ 計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に取得等をする必要となるため、それを踏まえた「取得年月」を記載ください。
- ④ 当該設備が特定できるよう型式まで正確に記載して下さい。型式が不明な場合は、対象設備であることが分かるカタログや、仕様書等を添付してください。
- ⑤ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備は対象外とされているため、これらに該当しないことを確認し、チェックを付けてください。



注意点

- ✓ 税制優遇の対象設備については次ページをご確認ください。
- ✓ 本欄に記載した設備は「3(2)B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」及び、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法」にも記載してある必要があります。
- ✓ 感染症対策の設備は、「器具備品」におけるサーモグラフィ装置のみ税制優遇の対象となります。
- ✓ 「設備等の種類」欄につきましては、必ず税理士等の判断を受けてから、必ず「機械装置」「器具備品」「建物附属設備」のいずれかを記載いただきますようお願いいたします。
- ✓ 「所在地」は設備の設置場所を記載してください。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

税制優遇を受けられる設備一覧

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第29条の規定に基づき、自然災害（「器具及び備品」については、自然災害又は感染症）の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、以下に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（※） (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品（※） (30万円以上)	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置 (同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、防水シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げするための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

- 本税制の対象となる設備は、上の表に該当するもののうち、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び、内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。
※ただし、上記の要件を満たす設備であっても、以下の①～③のいずれかに該当する設備は対象外となります。

- ①消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき設置が義務づけられている設備
- ②中古品、所有権移転外リースによる貸付資産
- ③設備の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をする設備

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-(4). 事業継続力強化の実施に協力する者の名称等 (1/2)

事業継続力強化を進めるにあたって中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による働きかけや支援を受ける場合、記載します。

記載例①（自然災害のみ）

名称	A株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	<ul style="list-style-type: none">・自然災害に備えた事前対策の取組強化について、技術的な助言を受けるほか、自社の生産設備に支障が生じた場合、同社の生産設備を借りて、代替生産を行うことについて、検討・決定する。

名称	B銀行〇〇支店
住所	〇〇県〇〇市…
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	<ul style="list-style-type: none">・被災時において、最大〇〇万円までの緊急融資を受けられる契約を結んでおくとともに、〇〇県信用保証協会のセーフティネット保証を活用することについて、事前に協議を行う。・コミットメントラインや事前融資予約などについても、今後協議を進める。

記載例②（感染症対応を含む）

名称	C商工会議所
住所	〇〇県〇〇市…
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	<ul style="list-style-type: none">○水災<ul style="list-style-type: none">・大規模な水害の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。・水害に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。○感染症<ul style="list-style-type: none">・行政の支援策の概要や申請手続きについて情報提供を依頼する。



考え方

- ① 中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による取組がある場合、名称や住所、協力の内容を記載します。
- ② ①のような事業者・団体がいない場合、記入はせず空欄のままにします。



注意点

- ✓ 「協力の内容」については、可能な範囲で追記して下さい。

3-(4). 事業継続力強化の実施に協力する者の名称等 (2/2)



協力内容の具体例

例えば、以下のような協力が考えられます。

- **独立行政法人中小企業基盤整備機構**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、事業継続力強化に関する支援人材の育成等
- **サプライチェーンにおける親事業者**が行う、下請け中小企業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組の支援、下請協力会や業界単位での取組の支援 等
- **損害保険会社**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組への支援、個々の中小企業者が抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引き受け条件の設定、地方公共団体等との連携による支援 等
- **政府系金融機関、地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域金融機関**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組を支える資金の融資、地方公共団体等との連携による支援 等
- **地方公共団体**が行う、事業継続力強化計画の認定制度の活用促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定支援、事業継続力強化計画と連動する補助金・制度融資等の独自のインセンティブ措置の実施 等
- **商工会及び商工会議所**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員事業者が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等発生時の被害状況の把握及び地方公共団体への報告 等
- **中小企業団体中央会**が行う、組合を通じた、リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有 等

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-(5). 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

事業継続力強化に当たっては、単に計画を策定するだけでなく、自然災害等が発生した場合の実効性も求められます。災害等発生時に使えるような計画にするための取組を検討しましょう。

記載例①（自然災害のみ）

計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役社長の指揮の下、実施する。社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」（年2回開催）において、具体的な取組を検討・決定する。毎年5月を目処に、全社員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、社員への教育も実施する。また、実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。

考え方

- ① 実効性を確保するために、平時から行う取組を検討します。
- ② 以下の3点全てについて、自社の取組を検討し、必ず記載してください。
 - ・ 平時の取組推進について、経営層の指揮の下実施する体制を整える。
 - ・ 年1回以上、訓練や教育を実施する体制を整える。
 - ・ 年1回以上、事業継続に向けた取組内容の見直しを計画する。
- ③ 平時の体制を活用することも有効です。
 - ・ 例えば、製造工程の安全操業のための工程安全管理委員会を設置し、月1回見直し会議を回っている場合、当該会議に災害対策を追加するなど。

注意点

- ✓ 実効性の確保には、経営層の関与が必要不可欠です。必ず、経営層のコミットメントについて記載してください。
- ✓ 年1回以上の訓練と計画の見直しについても必ず記載してください。

記載例②（感染症対応を含む）

○水災・感染症【共通】

- ・ 社長の指揮の下、計画の推進及び訓練・教育を実施する。
- ・ 実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。
- ・ 原則、年1回以上事業継続に向けた訓練を実施する。

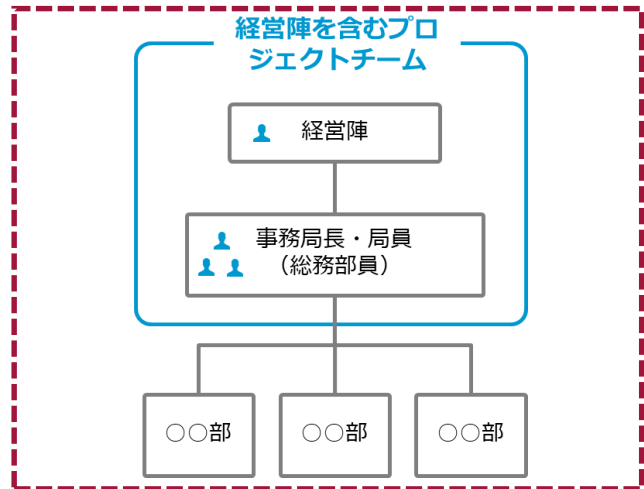
○感染症

- ・ 毎年2月頃に経営層の指導の下、全従業員参加の感染症のセミナーを実施するとともに、従業員が感染した場合を想定した訓練（平時からの時差出勤やテレワーク等）を年1回実施する。
- ・ 平時から手洗い等の感染症予防策対策を習慣づける。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

推進体制の構築

- ✓ 事業継続力の強化は、トップによる強いリーダーシップの下で推進することが必要です。
- ✓ 経営者またはそれに準ずる者を責任者として任命し、体制を構築します。



訓練・教育の実施

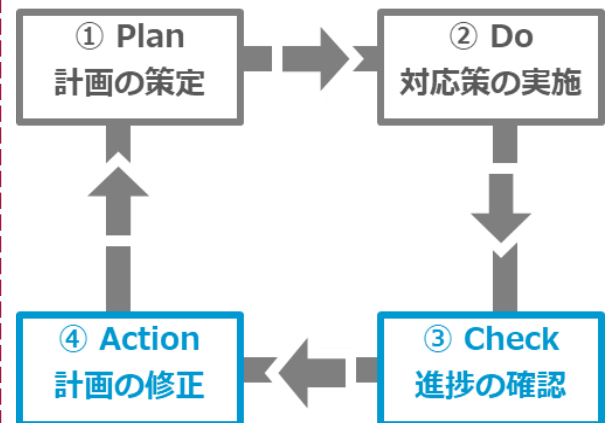
- ✓ 事業継続力強化計画の考え方や内容が社内で浸透するためには、定期的な訓練や教育が必要です。
- ✓ 事業継続力強化に特化した会議の他、日頃から事業継続力強化について意見交換を図ることが望めます。

教育活動の例

- 毎年1回以上、経営者が従業員に対して事業継続力強化計画の進捗状況や問題点を説明する
- 従業員各自が計画の取組状況や役割分担の定期的な確認を行う
- 策定した計画のポイントに関する社内研修会を実施する
- 計画の内容等に関する社内掲示を実施する
- 毎月の役員会議や全社勉強会などの際に、短い時間でも構わないので計画に関する報告の時間を作る

計画の見直し

- ✓ 計画の見直しについては、①業務変化への対応、②事業継続力強化計画の見直し、という二つに分けられます。
- ✓ それぞれ二つの視点から計画の見直しをする責任者や見直しの時期をあらかじめ定めておくことが重要です。



0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

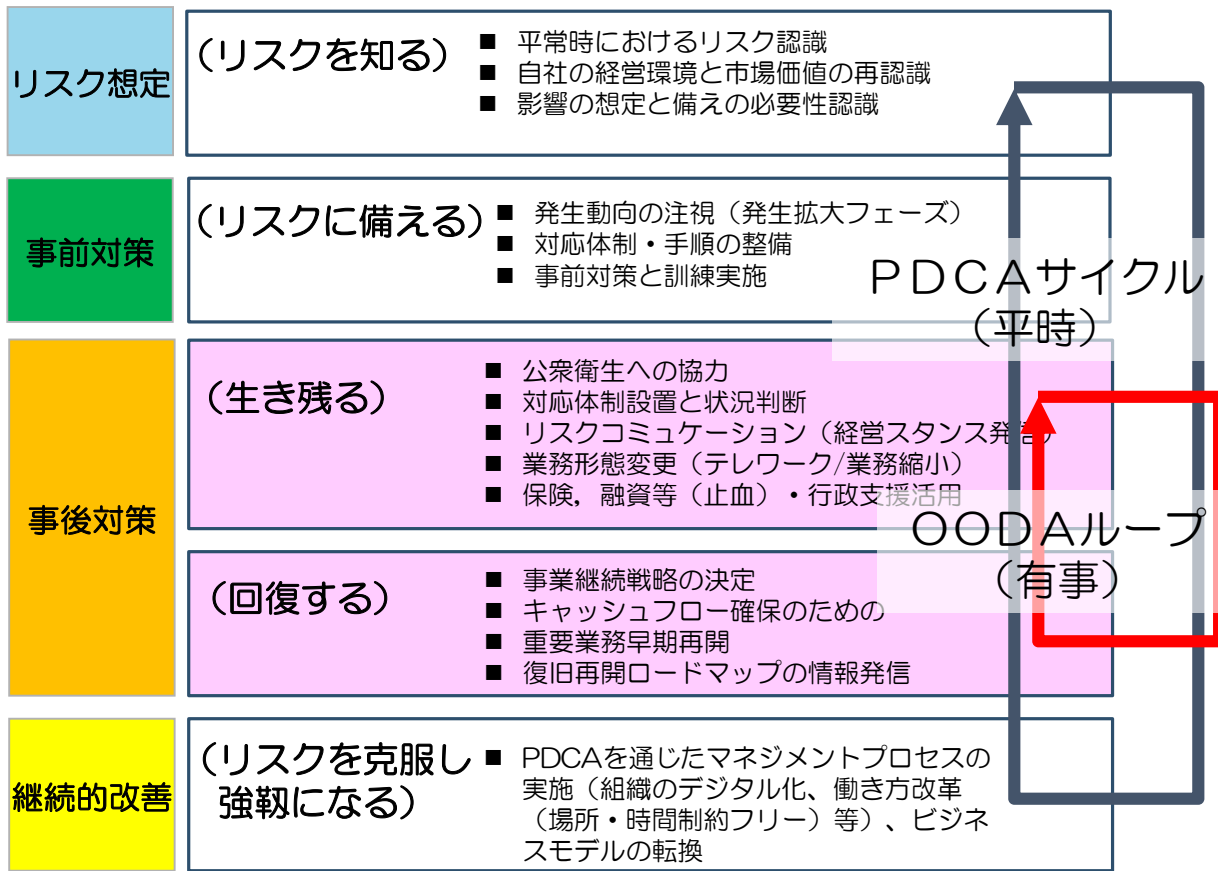
6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント（実効性の確保に向けて）

コラム 状況に応じた『2つのマネジメントサイクル』

リスク管理の平時における改善活動では、計画の進捗状況を確認しながら補正を行うPDCAサイクルを回すことが一般的な対応ですが、新型コロナウイルスの感染拡大等、有事においては想定外が発生し、計画通りには進まないことを前提にして、現場の判断を優先する「情報の見極めと意思決定サークル（OODAループ）」を回した方が有効な場合もあります。以下に概念をお示しします。

OODAループとは、①観察（Observe）、②状況判断（Orient）、③意思決定（Decide）、④行動（Act）の順に、変化する状況に応じて適応力を高めながら、迅速に意思決定を行う方法です。



OODA：観察（Observe）、状況判断（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Action）

【情報の見極めと意思決定サイクル（OODAループ）】

OODA理論は、世界の多くの軍隊で採用されており、今ではシリコンバレーをはじめとする欧米のビジネス界でも基本戦略として採用されています。

PDCAサイクルが計画や分析に基づいてその通りに行動するモデルであるのに対して、OODAループは、発生した状況を見極め、方針を決定して実践するモデルです。前者が「計画重視」のアプローチとすれば、後者は「五感を研ぎ澄ませながらの実践重視のアプローチ」となります。

ただし、OODAループには、状況判断を行った後、創造や革新などの発展的改善に繋げていく仕組みが明確に位置付けられていないため、平時はPDCAサイクルによる訓練等を通じた継続的改善に取り組み、有事の際にはOODAループを併用しながら状況対応を行うことも有効であると考えられます。

3. (2) 単独型計画策定のポイント（実効性の確保に向けて）

4. 実施期間

本計画の実施期間を記載します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

4 実施期間
2021年 9月 ~ 2024年 8月



注意点

- ✓ 実施期間について、3年以内の取組であることを確認してください。
- ✓ 開始時期は本申請書の申請日以降の年月からとしてください。
- ✓ 状況に変化が生じた場合には、計画に記載した実施期間を待たず、計画内容の見直しを検討してください。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

5. 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法

事業継続力強化に係る対策について、必要な資金の額とその調達方法を記載します。特に設備導入のため税制優遇や金融支援を受ける場合、必ずここに記載してください（日本政策金融公庫の低利融資を使う場合はその旨明記する）。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
事前対策	設備の復旧費用の支払い	当該設備にかかる損害保険等への加入	50,000
事前対策	従業員への給与の支払い	C 銀行からの融資	5,000
事前対策	自家発電設備、免震装置、排水ポンプの導入費用の支払い	自己資金	3,700



考え方

- ① 計画に記載された事業継続力強化設備等の導入等、事業継続力強化に資する対策及び取組を確実に遂行するために必要な資金の額を検討したうえで、その調達方法を「資金調達方法」欄に記載してください。
- ② 「何の目的で」、「どのような使い方をするのか」を「使途・用途」欄に簡潔に記載してください。
- ③ 「損害保険への加入」等を「資金調達方法」に記載する場合は、「金額」の欄には、加入に際して必要な保険料ではなく、事業の継続に必要な金額（＝補償対象となる事由が発生した場合に自社に支払われる保険金の金額）を記載する。



注意点

- ✓ 設備等の導入に係る資金調達の場合は、上記考え方②に合わせて「3（2）事業活動強化に資する対策及び取組-B」（P50参照）にも記載されている必要があります。
- ✓ 「3（3）事業継続力強化設備等の種類」に記載し、税制優遇を利用して強化設備等の導入を予定している場合には、上記の欄に、強化設備等の導入時の資金調達方法を具体的に記載し、かつ「3（2）事業継続力強化に資する対策及び取組B」にも記載する必要があります。
- ✓ 日本政策金融公庫の融資等の金融支援を受けて設備導入を予定している場合、本欄に加え3(2)Bの対策として、誰がどのような目的でどのような設備導入を行うか具体的に記載されている必要があります。
- ✓ 計画の実施に資金が掛からない場合は記載不要です。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

6. その他

関係法令の遵守等、その他必要事項を確認し、該当するものにチェックを付します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認事項	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)に抵触する内容は含みません。	✓

チェックが必須です

(2) その他事業継続力強化に資する取り組み(任意)

確認事項	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	✓

該当するものみにチェック
※チェックがない場合でも
認定に支障はありません。



注意点

- ✓ (1) 関係法令の遵守については、チェックが必須となっております。内容を確認の上、チェックを付けてください。
- ✓ (2) その他事業継続力強化に資する取組については、チェックは任意となっております。該当する取組があれば忘れずにチェックを付してください。
- ✓ 本計画の申請時には、別途資料（例えば既に策定されているBCPやレジリエンス認証制度の申請書、ISO22301認証の申請書等）を添付し、参照することが認められています。
- ✓ 参照する場合は、計画一式を添付する必要はなく、認定審査を容易にできるよう該当箇所を明示しておく必要があります。

4. ご利用可能な支援措置

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

4. (1) 金融支援

各種金融支援の概要

※①～④については感染症対策の場合においても利用が可能です。

- ① 日本政策金融公庫による低利融資
事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます。（融資のご利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となります。）

貸付金利

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ（運転資金については基準利率）
（※1）信用リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。

貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）（※2）
国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
（※2）設備資金において、0.9%の引下げが適用となるのは、貸付限度額のうち2億7千万円までです。

貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資制度をご利用いただけます。
具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

- ② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒4億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

- ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

事業継続力強化計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も事業継続力強化計画の実行にあたり、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

- ④ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外支店又は海外子会社が、日本政策金融公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本政策金融公庫による債務の保証を受けることが出来ます。

○保証限度額：1法人あたり最大4億5,000万円

○融資期間：1～5年

4. (1) 金融支援

適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、事業継続力強化計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

※①～④の番号は上記の各種金融支援番号と一致しています。

番号	機関の名称/問い合わせ窓口	電話
①④	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120 - 154 - 505
①'	沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班・中小企業融資第二班	098 - 941 - 1785 098 - 941 - 1795
②	(一社)全国信用保証協会連合会 各都道府県の信用保証協会	03-6823-1200 各都道府県の信用保証協会
③	東京中小企業投資育成株式会社 (新潟・長野・静岡以東の18都道府県に本社を置いている企業)	03-5469-1811 (代)
	名古屋中小企業投資育成株式会社 (愛知・岐阜・三重・富山・石川の5件に本社を置いている企業)	052-581-9541 (代)
	大阪中小企業投資育成株式会社 (福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業)	06-6459-1700 (代) (九州支社: 092-724-0651)

適用対象者

事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を取得した中小企業者が対象となります。

認定を受けられる「中小企業者の規模」

(中小企業等経営強化法
第2条第1項)

業種分類	中小企業等経営強化法 第2条第1項の定義	
	資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他*	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定 業種	ゴム製品製造業**	3億円以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下
	旅館業	5千万円以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

制度の概要

中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却）では、青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和5年3月31日までの間（以下「認定対象期間」といいます。）に、中小企業等経営強化法（以下「法」といいます。）第56条第1項又は法第58条第1項の認定を受けた中小企業者（同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者）が、その認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に、その認定に係る法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画又は法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画（法第57条第1項又は法第59条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却20%（令和5年4月1日以後に取得等をする対象設備は特別償却18%）が適用できます。

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、認定対象期間内に法第56条第1項又は第58条1項の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者です。

（注）中小企業者等とは

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

※ただし、以下の法人は対象外

- ①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
 - ③前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人
- 事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合
 - 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

適用対象期間

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで。

※認定対象期間内に事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けることが必要。

※適用対象期間内に対象設備を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供することが必要です。

4. (2) 税制措置

対象設備 (再掲：P70)

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第29条の規定に基づき、自然災害（「器具及び備品」については、自然災害又は感染症）の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（※） (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品（※） (30万円以上)	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置 (同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、防水シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げするための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

適用手続

- (1) 事業継続力強化計画の認定を受けた後、設備の取得及び事業の用に供してください。
- (2) 税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要となります。

※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください

※ 本税制の適用にあたっては、税理士又は最寄りの税務署等にお問合せください。

5. よくあるご質問

- (1) ~ (10) : 申請から認定まで
- (11) ~ (34) : 税制
- (35) ~ (41) : 新型コロナウイルス感染症関連

5. よくあるご質問（申請から認定まで）

（1）計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

- ▶ 標準処理期間は約45日です。申請書に不備がある場合は、各地方経済産業局からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

（2）設備を取得し税制優遇を受ける際の、手続きの基本的な流れを教えてください。

- ▶ （連携）事業継続力強化計画の認定を受けた後に、対象設備を取得するのが必須の流れとなります。各種の手続きには一定の時間を要しますので、設備投資の検討に際してはご留意いただき、早めにお問い合わせください。

（3）計画について、どのような取組をすればよいかわからない場合、基本方針や作成指針、及び申請の手引きの記載例などを参考に計画を策定してもよいのでしょうか。

- ▶ 基本方針や作成指針、記載例は、計画の検討にあたりどのような取組を行えばよいかの一事例として示しているため、これらを参考としていただいてもかまいません。また、社内で検討して必要な取組をおこなっていただいてもかまいません。

（4）計画について、申請書の全ての事項について記載する必要があるのでしょうか。

- ▶ 任意事項については、自社にとって必要な対策・取組の場合のみ記載していただくこととなります。

（5）災害発生時に計画を実行できなかった場合、（連携）事業継続力強化計画の認定は取り消されますか。

- ▶ （連携）事業継続力強化計画に基づいて災害時に計画を実行できなかったことをもって認定を取り消すことはありません。しかし、あまりにも計画と乖離していた場合（導入した自家発電設備等を災害時において使用しなかった等）は、中小企業等経営強化法第57条第2項、又は第59条第2項に基づき、認定を取り消すことがあります。

（6）認定を受けた事業者は、中小企業庁HP等で事業者名などを公表することがあるのでしょうか。

- ▶ （連携）事業継続力強化計画の認定を受けた事業者については、中小企業庁のHPにおいて事業者名、住所等を公表します。
※計画の内容については公表いたしません。

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/list.html>

5. よくあるご質問（申請から認定まで）

（7）認定を受けたあと、事業継続力強化設備等を追加したい場合はどうしたらいいですか。

- 設備を追加する変更申請をしてください。「様式第29（連携事業継続力強化計画は様式第31）」の「認定（連携）事業継続力強化計画の変更に係る認定申請書」をご利用ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、中小企業等経営強化法第56条第3項（連携事業継続力強化計画は第58条第3項）の認定基準に照らし、認定を受けた（連携）事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

（8）（連携）事業継続力強化計画は、どこに申請すれば良いのでしょうか。

- 事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局にご提出ください。
- 連携事業継続力強化計画については、代表する企業が所在する経済産業局に申請してください。

（9）事業継続力強化計画と、連携事業継続力強化計画の両方を申請し、認定を受けることは可能なのでしょうか。

- 計画の申請は可能ですが、それぞれの計画に基づいて防災・減災対策を行えるような取組である必要があります。

（10）事業継続力強化認定ロゴマークが公表されていますが、どのような場合、当該ロゴマークを使用できるのでしょうか。

- 本ロゴマークは、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業及び、連携事業継続力強化計画を共同で実施する大企業等においては、認定をもってロゴマークの使用が可能となります。その際は以下URLに記載されている「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約」を必ず、ご確認ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#logomark>
- 一方、認定を得ずとも本制度の周知等広報の目的でロゴマークを使用したい場合や経済産業省に「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約同意書」を提出する必要があります。尚、認定を受けた中小企業者等においては、「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約同意書」を提出いただく必要はございません。

5. よくあるご質問（税制）

0 手続きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

（11）事業継続力強化計画の「3（3）事業継続力強化設備等の種類」及び連携事業継続力強化計画の「5 事業継続力強化設備等の種類」の記載と支援措置の関係を教えてください。

- ▶ 支援措置として、税制優遇（中小企業防災・減災投資促進税制）を活用する場合には限り記載いただく欄となります。（税制優遇を活用しない場合は記載不要です。）
- ▶ 税制優遇（中小企業防災・減災投資促進税制）において、（連携）事業継続力強化計画の申請時点で利用を想定する設備を記載してください。

（12）税制の優遇を受ける場合、申請書の「事業継続力強化設備等の種類」に記載しないと税制優遇は受けられないのでしょうか。

- ▶ 当該欄に税制優遇を受けようとする設備等を必ず記載する必要があります。
- ▶ 事業継続力強化に資する対策及び取組の該当する対策に、当該設備を活用して、どのような目的で、どのような対策のために使うかを必ず記載する必要があります。

（13）事業継続力強化計画は、いつまでに認定申請すればよいですか。

- ▶ 計画認定自体には特に期限がありませんが、税制措置を活用し、対象設備を取得等をする計画の場合は、認定対象期間（令和元年7月16日～令和5年3月31日）内に認定を受け、当該計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に対象設備を取得等をする必要があります。

（14）一連の設備投資において、すでに一部の投資が完了している場合（止水板を4つ購入する計画において先行して一つ購入した等）、申請することは可能でしょうか。

- ▶ 完了した投資分を除いて、今後行われる設備投資分の効果を適切に算定できる場合は可能です。但し、上記の様なケースでは、残り3つの止水板が計画上必要かつ適切な個数であることについて経済産業大臣の認定を得る必要があります。

（15）事業継続力強化設備等を認定より前に取得してしまった場合は、中小企業防災・減災投資促進税制を利用することはできないのですか。

- ▶ 事業継続力強化設備等は、計画認定後に取得することが必須です。計画認定前に取得した設備は対象外となりますので、ご注意ください。
- ▶ また、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで（適用対象期間）に取得等をする設備が対象となりますのでご注意ください。

5. よくあるご質問（税制）

(16) 取得等とは、具体的にどのタイミングを指しますか。

- ▶ 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入したこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にご確認ください。

(17) 設備を共有する場合は、どのような扱いになりますか。

- ▶ 設備に設定している共有持分に基づき、資産計上している資産の取得価額が対象となります。
- ▶ 連携事業継続力強化計画においては、各中小企業者が共有持分に基づき、資産計上している資産の取得価額が、各中小企業者の特別償却の対象となります。

(18) 税務申告時に必要となる書類を教えてください

- ▶ 税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要となります。
※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください。

(19) 中古品は対象となりますか。

- ▶ 中古品は対象となりません。

(20) 購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となりますか。

- ▶ ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については対象外となります。また、オペレーティングリースについても本税制の対象外となります。

(21) 自ら作って固定資産計上する設備も対象となりますか。

- ▶ 取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。

(22) 自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれますか。

- ▶ 自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。

5. よくあるご質問（税制）

(23) 取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。

- ▶ 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

(24) 取得価額の判定は、消費税抜、税込みどちらですのでしょうか。

- ▶ 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

(25) 単品の取得価額は、どのように判定するのでしょうか。

- ▶ 機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が100万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

(26) 設備取得の際に、国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けて取得等をする設備について、本税制措置は適用可能ですか。

- ▶ 設備の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をする設備については、本税制措置の対象外となりますのでご注意ください。

(27) 導入する設備について、どの種類の減価償却資産（機械装置、器具備品等）に該当するのでしょうか。

- ▶ 個々の設備について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当及び税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

(28) 他の税制との重複適用は可能ですか。

- ▶ 同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできません。

5. よくあるご質問（税制）

（29）親会社が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社が税制の適用を受けることは可能でしょうか。

- ▶ 子会社で新規に取得等をした設備が対象となるため、当該子会社が税制の適用を受けることが可能です。

（30）これらの支援措置は業種問わず利用することは可能でしょうか。

- ▶ 中小企業防災・減災投資促進税制において、特に業種の限定はありません。
- ▶ 金融支援については、金融支援を行う各機関において支援対象となる業種が定められておりますので、支援策を実施する各機関にご確認ください。

（31）防災・減災に係る機能を持たない設備は税制優遇を受けられないのでしょうか。

- ▶ 中小企業防災・減災投資促進税制は、あくまでも中小企業の防災・減災に係る機能を有する設備の導入の促進を目的とした税制であるため、例えば、中間財の分散保管のために倉庫に設置される棚であっても、その棚が一般的な棚で防災・減災に係る機能を直接持たない設備は、優遇措置の対象にはなりません。

（32）設備の修繕等を行った場合も対象となりますでしょうか。

- ▶ 設備の修繕等は対象となりません。尚、対象設備をかさ上げするために取得等をする架台については（33）の場合において対象となりますので、ご確認ください。

（33）「架台」は、どのような場合において税制優遇の対象となりますか。

- ▶ 架台は、自家発電設備等の中小企業防災・減災投資促進税制の対象設備をかさ上げするために取得等をする場合に対象となります。
- ▶ 機械装置及び器具備品については、対象設備と一体となって償却する架台の他、本税制の既存の対象設備をかさ上げするために取得等をする架台が対象となります。

（34）太陽光パネルや蓄電池は税制優遇の対象になるのでしょうか。

- ▶ 中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業の防災・減災に係る機能を持つ設備が対象であり、本税制では対象ではありません。

5. よくあるご質問（新型コロナウイルス感染症関連）

0 手続きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

(35) 想定する自然災害等に新型コロナウイルス感染症も該当するのでしょうか。

- ▶ 想定する自然災害等に新型コロナウイルス感染症も該当します。新型コロナウイルス感染症のみを想定して、計画の認定を受けることも可能です。また、従来通り自然災害のみを想定して計画の認定を受けることも可能です。
- ▶ 一方、新型コロナウイルス感染症及び、襲来が予想される自然災害に対して事業の継続が困難になる可能性がある場合、どちらに対しても事前の備えに取り組むことを推奨します。

(36) 新型コロナウイルス感染症のみを想定し、認定をうけた計画でも、自然災害を想定した計画と受けられる支援策は同一なのでしょうか。

- ▶ 日本政策金融公庫による低利融資、信用保証協会による信用保証枠の拡大などは、感染症のみを想定した計画においても、計画を実行するために必要な資金を調達する、支援策を受けることが可能です。詳しくは最寄りの日本政策金融公庫及び信用保証協会の支店までお問い合わせください。
- ▶ 同様に、認定を受けた際に利用できる事業継続力強化計画認定ロゴマークや、補助金の加点措置についても使用することができます。

(37) 当初、地震を想定して事業継続力強化計画の認定を既に受けましたが、感染症も想定した計画を策定する場合はどのような手続きが必要でしょうか。

- ▶ 地震を想定した計画に加えて、新型コロナウイルス感染症を追加で想定する場合は、感染症対策を追記した上で「認定事業継続力強化計画の申請（既に認定をうけた計画の変更の申請）」を進めて下さい。

(38) 新型コロナウイルス感染症が収束した場合、新型コロナウイルス感染症のみ想定していた計画は取り消されるのでしょうか。

- ▶ 感染症のみを想定した計画の認定をうけた場合でも、当該感染症の終息をもって認定が取り消されることはありません。計画の策定をきっかけに、他の自然災害及び感染症含むその他のリスクに備える計画への見直しをはかっていただくようお願いいたします。

5. よくあるご質問（新型コロナウイルス感染症関連）

（39）に感染症対策を記載した冊子等がありますか。

- 内閣官房では、180を超える（令和2年12月11日現在）業界団体が作成した新型コロナウイルス感染症禍においても事業を継続するための業種別ガイドラインを公表しております。併せてご参照いただき、感染症対策への取組に役立ててください。（内閣官房HP）

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf

（40）新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策を教えてください。

- 経済産業省では、新型コロナウイルス感染拡大の影響をうける事業主向けに、他省庁の支援策を含めて掲載している支援策パンフレットを掲載しています。是非、ご参照ください。（当省HP：<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf?20200903>）

（41）感染症対策の設備は税制優遇の対象になるのでしょうか。

- 器具備品のうち、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する「サーモグラフィ装置」のみ、事業継続力強化計画等の目標の達成及び内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた場合、対象となります。

5. よくあるご質問（新型コロナウイルス感染症関連）

感染予防策の自社内周知について

※下記URLからダウンロードし、事業所内に掲示するなど従業員への周知にご活用ください！

（首相官邸HP <https://www.kantei.go.jp/content/000059534.pdf>）

①手洗い

・ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

・外出先からの帰宅や、調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

②咳エチケット

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がげましょう。

- ・マスクを正しく着用する。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。

空白の部分に保健所等の連絡先を記載してお使いください→



3つの「密」を避けましょう！

（首相官邸HP <https://www.kantei.go.jp/ip/content/000061868.pdf>）

○新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けて下さい。

①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を！

風の流れることができるよう2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう！

- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。
- ・会議等の場においても、隣の人と一つ飛ばしに座ったり、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効です。

③「密接」した会話や発声は、避けましょう！

- ・密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫（約3,000個）が飛ぶ」と報告しています。
- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用しましょう。



〇手続きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

6. ホームページ・問い合わせ先 更新履歴 等

6. ホームページ・問い合わせ先・更新履歴

<ホームページ>

事業継続力強化計画による支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営安定支援・BCP
→ 事業継続力強化計画)

<問い合わせ先>

○事業継続力強化計画について (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)

中小企業庁	事業環境部 経営安定対策室	03-3501-0459
北海道経済産業局	産業部 中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局	産業部 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	産業部 中小企業課	048-600-0394
中部経済産業局	産業部 中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局	産業部 中小企業課	06-6966-6119
中国経済産業局	産業部 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	産業部 産業振興課	087-811-8566
九州経済産業局	産業部 経営支援課	092-482-5592
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

新型コロナウイルス感染症に関する施策の入手先と相談先です。なお、都道府県や市町村も独自の支援策を講じており、最新の情報は当該自治体のHPを参照願います。

1. 最新の支援施策情報の入手先

① 支援策パンフレット

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けに、他省庁の施策を含めパンフレットを作成しています。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



<支援策パンフレット>

② ミラサポplus

「ミラサポplus」は、事業者向けの補助金申請等の支援サイトです。

新型コロナウイルス感染症に係る150を超える支援策も掲載されています。

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/catalogs>



<ミラサポプラスHP>

③ J-Net21について

中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイトです。都道府県や市町村など自治体の支援策を掲載しております。

<https://j-net21.smri.go.jp/>

2. 各種相談先

① 全国1,050箇所の相談窓口

経済産業省が全国1,050カ所に設置した新型コロナウイルス感染症の相談窓口です。資金繰りの相談は政府系金融機関、経営課題の相談は商工団体などが受け付けます。https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan_madoguchi.html

② よろず支援拠点

中小・小規模事業者が抱える様々な経営課題に何度でも無料で対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県により支援拠点を設置しています。

<https://yorozu.smri.go.jp/>

③ 商工会、商工会議所

全国の商工会、商工会議所においても新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請等のサポートを実施しています。

日本商工会議所：<https://www.icci.or.jp/>

全国商工会連合会：<https://www.shokokai.or.jp/>

6. ホームページ・問い合わせ先・更新履歴

最新の施策の入手先、相談先について

中小機構では、感染症や自然災害の発生時にも事業を継続できる力を強化するため、事前対策の重要性や具体的なやり方の普及啓発、また、専門家派遣による事業継続力強化計画の策定の支援を実施しています。

◎詳しくはこちら！ 強靱化特設サイト：<https://kyoujinnka.smri.go.jp/>

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

知る

関連情報の発信

特設サイト等を通じて、感染症や自然災害の発生時における事業の継続に関するノウハウや支援施策の情報等をお伝えします。

シンポジウム

危機を経験した経営者やリスク管理の専門家などを招いて、コロナの「次の波」や台風や水害、地震といった緊急事態を乗り越えるのに必要な考え方や対策を学ぶためのシンポジウムを開催します。

学ぶ

セミナー

事前の計画策定の重要性、事業継続力強化計画の制度等について学ぶためのセミナーを開催します。

考える

ワークショップ

事業継続力強化計画を実際に書いてみることで、自社の事前対策について考えるワークショップを開催します。

作る

「単独型」計画策定支援

自社単独で計画を策定する事業者に対して、専門家を派遣して計画策定の支援を行います。

「連携型」計画策定支援

複数の事業者と連携して計画を策定する連携体等に対して、専門家を派遣して計画策定の支援を行います。

<更新履歴>

○令和元年12月11日更新版

- ・P75 更新履歴ページを作成
- ・P73 よくある質問(33)を追加

○令和2年5月19日更新版

- ・P12 関東経済産業局の電話番号を変更
四国経済産業局への申請先を変更
- ・P13～その他詳細を修正

○令和2年6月15日更新版

- ・P12 認定を受けた事業者は中小企業庁HPにて公表する旨追記
- ・P13 申請に必要な書類においてCD-Rが不要となったのでその旨追記

○令和2年10月5日更新版

- ・感染症に対する内容を追記

○令和2年12月28日更新版

- ・P20 申請書様式の見直し(押印の廃止)に伴い、修正

○令和3年1月15日更新版

- ・P22 日本標準産業分類における中分類を追記
- ・感染症に対する内容の詳細等を追記

○令和3年3月8日更新版

- ・P12 近畿経済産業局の電話番号を修正
- ・P95 近畿経済産業局の電話番号を修正

○令和3年4月5日更新版

- ・P10、51、52 税制措置の記載を修正
- ・P69、70、82、83 令和3年度税制改正の内容を踏まえて更新
- ・P84～ 「よくあるご質問」の(11)(13)(15)(16)(26)を更新
(33)(41)を追加

○令和3年6月16日更新版

- ・P4、P20 申請書様式の番号変更に伴い、修正。
- ・中小企業等経営強化法、中小企業等経営強化法施行規則の条番号を修正

○令和3年8月2日更新版

- ・P8、P76 申請書様式の変更に伴い、修正